

東林地区防災計画

(令和4年9月修正)

東林地区まちづくり会議
東林地区防災計画推進部会

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目 的・・ 1
- 2 地区防災計画の構成と推進組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 自主防災隊の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 避難所運営協議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 中高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 災害時関係者相関図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 応急対策期の相関図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

- 1 防災アセスメント調査による地区被害想定・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 浸水（内水）ハザードマップによる地区被害想定・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 土砂災害の危険性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

2 災害予防計画

第1章 家族ではじめる防災意識の確認と日頃の備え（自助）

- 1 地震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 風水害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 延焼防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 ペットの災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 ひばり放送が聞こえない時などへの対策・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2章 地域社会で防災対策（共助）

1 地震対策（風水害対策も共通）	13
------------------	----

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 災害発生時の防災行動パターン（自助）

1 地震対策	18
2 風水害対策	21

第2章 地区連合自主防災隊本部の活動（共助）

1 連合本部の設置	22
2 連合本部の活動	22
3 情報の収集・伝達手段	23
4 本部の廃止	23

第3章 単位自主防災組織活動（共助）

1 地震対策	24
2 風水害対策	30

第4章 避難所運営協議会の活動（共助）

1 避難所の開設	31
2 避難所の運営	32
3 避難所の縮小・統合・閉鎖	34

4 資料 編

避難所運営マニュアル
地区別防災カルテ
東林小学校区
上鶴間小学校区
くぬぎ台小学校区
自治会別一時避難場所・避難所一覧
東林地区防災マップ
自主防災組織の手引き
災害時要援護者避難支援ガイドライン

フロー図

- 情報収集・伝達活動の流れ
- 初期消火活動の流れ
- 救出・救護・搬送活動の流れ
- 避難誘導活動の流れ
- 災害時要援護者支援活動の流れ
- 避難所開設の流れ
- 避難所運営の流れ

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

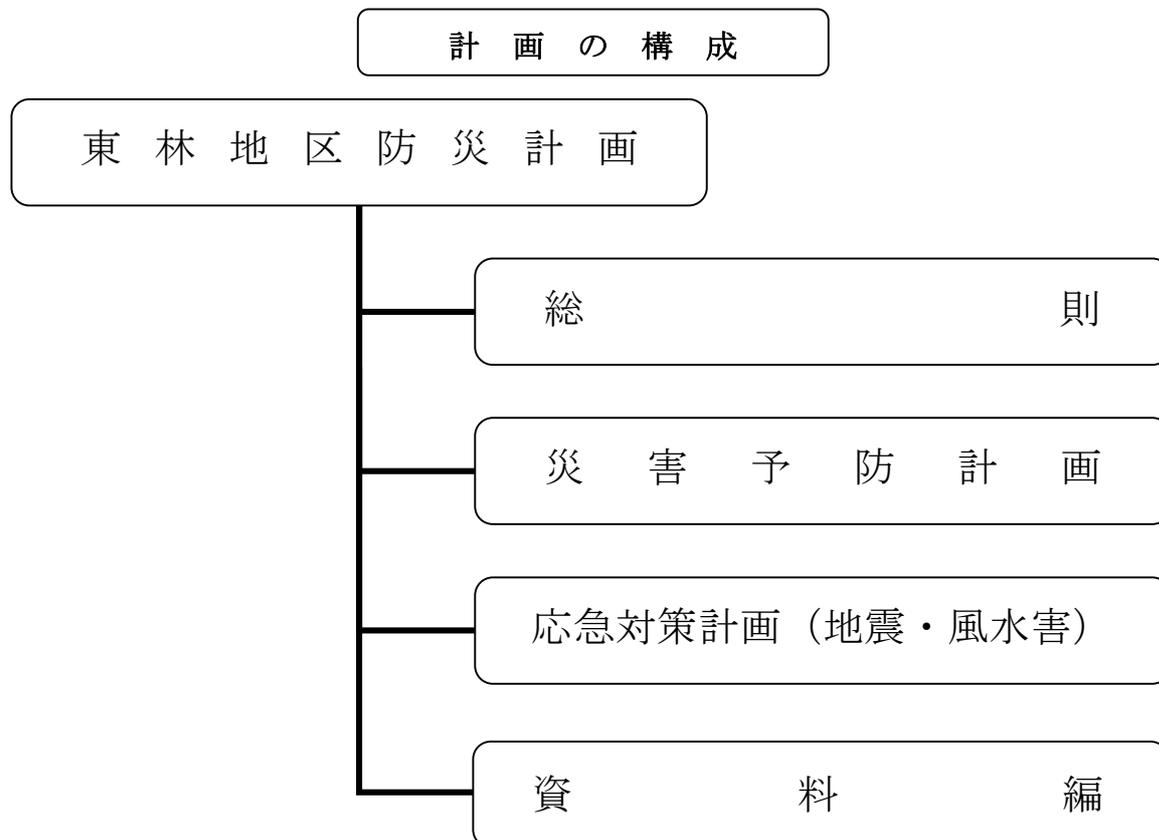
このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成と推進組織

東林地区防災計画は、本計画における基本的事項を示す総則、日頃からの備えを示す災害予防計画、災害発生後の活動内容を示す応急対策計画（地震・風水害）及び資料編で構成する。なお、本計画は自助・共助について掲載されているが、公助については市内共通事項として定めている相模原市地域防災計画を参照するものとする。

地区防災計画のもととなる組織は、東林地区内の自治会を母体とする単位自主防災隊、地区自治会連合会を単位とした連合自主防災隊、東林地区内の避難所を単位とした避難所運営協議会で構成する。

なお、推進にあたっては、防災組織の規模・形態に応じて、防災訓練等を通じて防災対策の内容を検証し、災害等に有効な活動が実施できるよう努める。



3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し案）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災隊等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区の形成に努める。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に備え少なくとも最低3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組に努める。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自治会員は、日頃から自主防災隊の役割や活動内容をよく理解し、災害時には、自主防災隊活動を円滑に実施できるよう協力する。
- (5) 地区住民は、共助組織の重要な基盤である自治会に加入し、日頃からその活動に参加することに努める。
※自治会加入率は令和3年4月1日現在、47.49%。
- (6) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災隊の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- (2) 隊の班編成や活動内容を明確にしておき、隊員の教育訓練を推進するとともに、女性や若年層を含めた地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組に努める。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等に努める。

3 避難所運営協議会の役割

避難所運営協議会は、平常時、避難所運営が円滑に行われるように、避難所運営協議会長を中心として避難所の運営についての協議を行うとともに、訓練を実施する。

災害時は、避難所運営協議会が「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の開設及び運営を行う。

4 事業者の役割

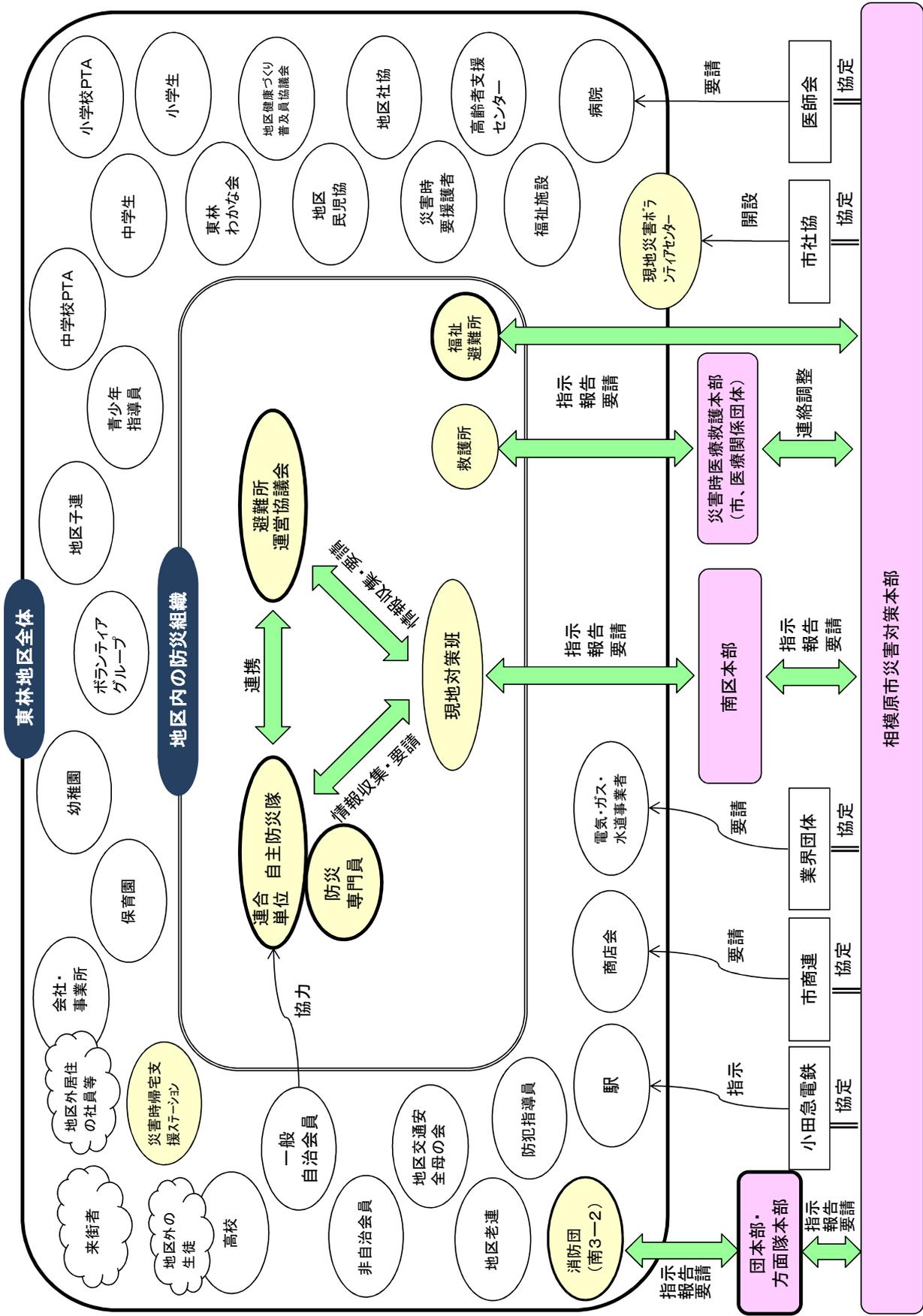
- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災隊と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災隊と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

5 中高層共同住宅（注1）管理者等の役割

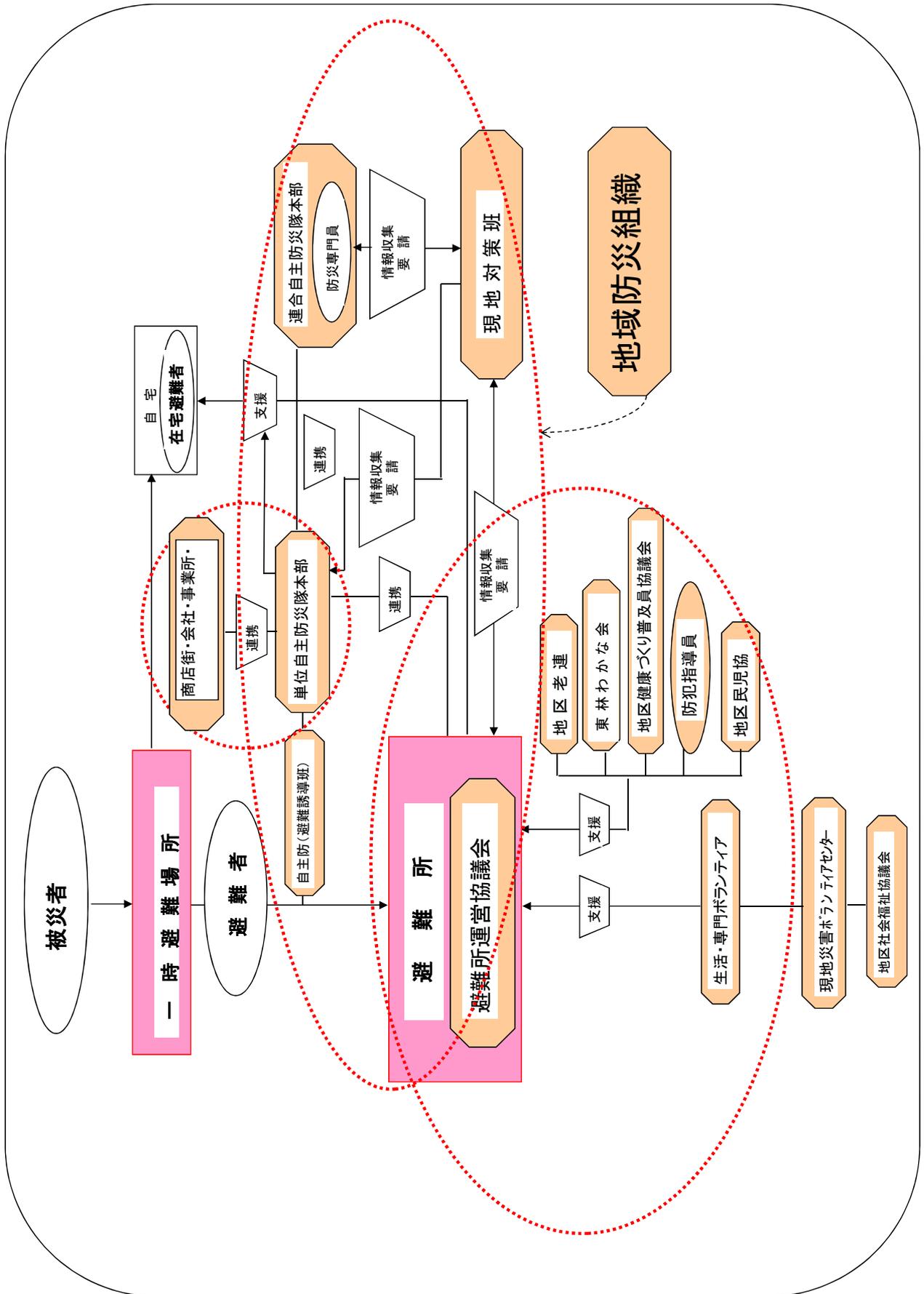
- (1) 日頃から、建物及び整備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災隊との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

（注1） 中高層共同住宅とは：3階以上の共同住宅

6 災害時関係者相関図



7 応急対策期の相関図



第3章 地区の概要

1 自然的条件

東林地区は、相模原市の南部に位置し大和市及び座間市と隣接している。

台地（上段）にあり、大部分は平坦な地形であるが、北東部を深堀川が流れ、深堀川沿いは急傾斜地になっている。また、相南地区の一部に甚大な浸水被害を及ぼす窪地もある。

2 社会的条件

(1) 人口

東林地区の人口は、令和3年4月1日現在、21,461世帯、42,159人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が10.0%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が63.5%、高齢人口(65歳以上)が26.5%となっている。このうち、外国人の登録人口は946人である。また、平成27年度国勢調査における南区の昼夜間人口比率(注1)は85.0%となっている。

(2) 交通

地区内には、小田急線の東林間駅と小田急相模原駅の2駅があるほか、相模大野駅や田園都市線と接続する中央林間駅と隣接している。

幹線道路は、都市計画道路相模原二ツ塚線、相模大野線、上鶴間線、東林間線、町田南大野線の5路線あり、住宅地内は、幅員の狭い道路が多い。

(注1) 昼夜間人口比率とは:常住人口(夜間人口)100人あたりの昼間人口の割合。

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

1 防災アセスメント調査による地区被害想定

(1) 想定地震と条件

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1） 震度6強
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1） 震度6弱
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの 海溝型地震 震度6弱
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

(2) 地区被害想定

建物被害（冬18時）

単位：棟

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	8,936	595	124	0	1,572
西部直下地震	8,936	18	7	0	299
大正関東タイプ地震	8,936	179	0	0	1,017

人的被害

単位：人

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東タイプ地震
冬2時	死者	38	1	11
	閉込者	229	9	73
	重傷者	42	2	14
	軽傷者	240	39	136
冬18時	避難者当日	1,822	138	631
	避難者1週間後	4,058	962	2,498

(3) 避難所ごとの被害想定（東部直下地震）

建物被害（冬18時）

単位：棟

避難所名	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東林小学校	4,373	290	72	0	776
上鶴間小学校※1	1,434	101	20	0	258
鶴の台小学校※2	2,769	155	13	0	435
くぬぎ台小学校	1,386	83	9	0	221
上鶴間中学校	484	39	5	0	94
東林中学校	1,224	88	23	0	235

人的被害

単位：人

避難所	冬 2 時				冬 1 8 時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者 当日	避難者 1週間後
東林小学校	18	107	21	118	868	1,900
上鶴間小学校※1	7	36	7	37	284	584
鶴の台小学校※2	10	78	12	73	592	1,811
くぬぎ台小学校	5	40	6	37	302	778
上鶴間中学校	3	15	3	13	109	233
東林中学校	6	28	6	32	233	417

表中の値は概数が示されており、集計が一致しない場合がある。

建物総数等のデータは「平成24年度都市計画基礎調査」より抜粋。

※1 若葉自治会、鶴舞自治会、相模つきみの自治会（いずれも大野南地区）を含む。

※2 東林地区の小学校ではないが、避難所指定している自治会があるため掲載。

2 浸水（内水）ハザードマップによる地区被害想定

（1） 想定雨量と条件

浸水（内水）ハザードマップは、平成 20 年に記録した、1 時間に 96.5 ミリと同じ降雨が全市域に同時に発生した場合に、浸水が広がる範囲とその深さを想定したものである。

（2） 想定結果

東林地区では、0.2 メートル以上 0.5 メートル未満での浸水が予想されている場所が多く、地区全域に点在している。想定される最大浸水深は地区南部で 1.5 メートル未満とされている。

3 土砂災害の危険性

地区内では、上鶴間 6 丁目、深堀川付近において、急傾斜地の崩壊のおそれがある区域として、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

2 災害予防計画

第1章 家族ではじめる防災意識の確認と日頃の備え（自助）

1 地震対策

いつ地震が発生しても被害を最小限に食い止められるように、わが家の内外の危険箇所をチェックして、事前に安全対策をしておく。

(1) 防災会議を家族全員で開く

- ① 家族の役割分担を決める。
- ② わが家の危険箇所をチェックする。
- ③ 非常持ち出し品をチェックする。
- ④ 緊急連絡方法を確認する。
- ⑤ 消火器等の防災用具をチェックする。
- ⑥ 避難場所や避難路を確認する。
- ⑦ 在宅避難のための事前の備えを確認する。（食料品、水、携帯トイレなど）

(2) 家の中の安全対策

- ① 家の中に家具類を置かない安全なスペースをつくる。
- ② 寝室、子ども・高齢者・病気にかかっている人の部屋には家具を置かない。
- ③ 出入口や通路に物を置かない。
- ④ 家具類の転倒・移動防止とガラスの飛散防止対策をする。
- ⑤ ガスコンロやストーブのまわりは、燃えやすい物は置かない。
- ⑥ アイロンやドライヤーなどのコンセントをつないだままにしない。

(3) 家のまわりの安全対策

- ① 鉄筋や基礎が入っているかなど、ブロック塀の安全対策をする。
- ② ベランダの植木鉢などを整理し、落ちる危険がある場所には何も置かない。
- ③ 不安定な屋根のアンテナ、屋根瓦は補強する。
- ④ プロパンガスのボンベは固定しておく。

2 風水害対策

- (1) 瓦などの屋根材の点検やアンテナ支線等の補強をする。
- (2) 雨戸や窓の補強をする。
- (3) 家のまわりやベランダに置いてある、風で飛ばされそうな物を片付ける。
- (4) 納屋や物置の危険物などの安全の確認をする。
- (5) 雨どい、排水溝、側溝、グレーチングに木の葉等がつかまっていないか確認する。
- (6) 大雨の時や大雨が予測される時は、川や海などには近づかない。
- (7) 避難に備えた行動を時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。
- (8) ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、避難する必要があるか確認する。

3 延焼防止対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御するため、次の消火資機材等を備える。

- (1) 消火器、簡易消火具等の設置（各家庭）
- (2) 感震ブレーカーの設置（各家庭）

4 ペットの災害対策

ペットを連れて避難する場合には、動物アレルギーの方や動物が苦手な方が避難することがあるため、避難所の居住区画から離れた場所に設置されたペット用の区画で、必ずゲージに入れるか、リードに繋ぎとめてペットを飼育することになる。

また、避難時に使用するペット用品の準備やペットが迷子になってしまった場合に備えた身元の表示、ワクチンの接種などのペットの災害対策が必要になる。

5 ひばり放送が聞こえない時などへの対策

大雨や台風の時には、「ひばり放送」から放送される避難情報の発令などが雨音で聞こえない場合がある。

対策として、防災メールの登録やFMさがみなどのひばり放送が聞こえない場合の情報入手方法を確認する。

第2章 地域社会で防災対策（共助）

1 地震対策（風水害対策も共通）

（1）地域防災組織の主な役割

① 連合自主防災隊

市や単位自主防災隊との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。

【連合自主防災隊の役割】

役 職	役 割
連合自主防災隊長	防災関連情報等の連絡及び単位自主防災隊を超えた地域 防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。 〔情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、 炊き出し等給食・給水訓練、仮設トイレ設置訓練、 災害時要援護者支援訓練 など〕
副隊長	
防災専門員	

② 単位自主防災隊

単位自主防災隊は、各自主防災隊の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

【本部の役割】

役 職	役 割
自主防災隊長	地区連合自主防災隊との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、避難計画の策定、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

【各班の役割】

班 名	役 割
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術習得
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェック
給食・給水班	炊き出しの方法、給食の配分方法、給水方法の習得
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援の方法の確立

③ 避難所運営協議会

避難所の運営が円滑に行われるように、避難所運営協議会長を中心とし、避難所運営についての協議及び作業班を含めた訓練を行う。

【作業班の役割】

班 名	協議・訓練の内容
管理班	避難所の管理全般
情報班	避難者名簿の作成、現地対策班との情報交換・連絡調整
衛生班	衛生対策
救護班	負傷者等への救護活動
要援護者支援班	災害時要援護者への対応
給水班	飲料水・生活用水の確保
救援物資班	生活必需品の管理、受け入れ、分配
炊き出し班	炊き出し、食料管理、受け入れ
安全・警備班	安全管理、巡回警備

(2) 災害危険の把握

自主防災隊は、災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災課題の把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

① 把握事項は、次のとおりとする。

- (ア) 危険地域、区域等
- (イ) 地区の防災施設、設備
- (ウ) 過去の災害履歴、災害に関する伝承

② 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- (ア) 相模原市防災アセスメント調査
- (イ) 相模原市地区別防災カルテ
- (ウ) 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- (エ) 地区内の踏査（防災まち歩き）

(3) 中高層共同住宅等の災害対策

中高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、災害用トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、地域団体や事業者等の各種団体は市が進める下記の普及啓発活動に協力する。

① 普及・啓発の内容

- (ア) 防災知識及び地区防災計画に関すること。
- (イ) 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- (ウ) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (エ) 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- (オ) 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- (カ) 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- (キ) ブロック塀の安全対策に関すること。
- (ク) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に関すること。
- (ケ) 風水害時の避難行動の確認とマイ・タイムラインの作成に関すること。
- (コ) ペットを飼育している飼い主に対する災害への備えに関すること。
- (サ) トイレが使用不能になった場合の対策に関すること。
- (シ) その他防災に関すること。

② 普及・啓発の方法

- (ア) 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- (イ) 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- (ウ) パネル等の展示
- (エ) 防災地図等の作成

③ 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

(5) 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

① 個別訓練と合同訓練

単位自主防災隊、各避難所運営協議会、学校、事業所等が各々実施する訓練を「個別訓練」、複数の組織が合同で実施する訓練を「合同訓練」とする。

各組織は、日頃から、個別訓練により防災資機材の操作方法や発災時の行動について習熟を図るほか、組織同士が連携・連動した合同訓練を実施する。

② 訓練の種類(例)

- (ア) 情報収集・伝達訓練
- (イ) 消火訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出・救護訓練

- (オ) 給食・給水訓練
 - (カ) 災害図上訓練 (DIG)
 - (キ) 避難所運営ゲーム (HUG)
 - (ク) クロスロード
 - (ケ) 住民体験型訓練 (起震車体験・煙体験等)
- ③ 訓練実施計画の作成
- 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- ④ 訓練の時期及び回数
- 訓練は、原則として春季(3/1～3/7)及び秋季(11/9～11/15)の火災予防運動期間中並びに防災の日(9/1)に実施する。合同訓練は年1回以上、個別訓練は随時実施する。
- (6) 防災資機材等の備蓄・管理
- 防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。
- ① 配備計画
- 防災資機材等の配備場所、数量を適正に管理し計画的な備蓄に努める。
- 【資料編、自主防災組織の手引き参照】
- ② 定期点検
- 市防災週間(7月第1土曜日から1週間)を全資機材の点検日とする。
- (7) 災害時要援護者(注1)の把握、避難支援体制
- 災害が発生した場合に、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者などに対する適切な応急対策及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害に備える。
- なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。
- ① 災害時要援護者名簿・マップ等の作成
- 災害時、避難支援や安否確認等に使用する災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、災害ボランティア組織、自治会等と連絡を取り合って原則年1回更新する。
- ② 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討
- 災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。
- ③ 避難計画書の作成
- 各自主防災隊は広域避難場所及び避難所と、避難経路を示した、避難計画書を作成する。
- 【資料編、自治会別避難場所・避難所一覧参照】

(注1) 災害時要援護者とは：乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊産婦、外国人など災害に際して必要情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であるもの。

※災害時要援護者名簿の作成

災害時要援護者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者をあらかじめ決めておくこととする。その際、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情にあった者とする。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

(8) ネットワークづくり

地域防災力を発揮するには、自主防災隊、避難所運営協議会などの地区防災組織のみならず、地域の諸団体が一致団結する必要がある。

そのため、日頃から、各団体間での情報の共有や、得意分野に応じた役割分担について話し合いをしておくなどして、地域内で災害に備えたネットワークづくりをしておくことが重要である。

<取組の例>

- ・ 災害時要援護者の支援に向けた、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、高齢者支援センター等の情報共有
- ・ 避難所での避難者の健康保持に向けた、地域の健康づくり関係団体等の協力体制の構築

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 災害発生時の防災行動パターン（自助）

1 地震対策

地震はいつ、どこで起きるかわからず、また、その時必ずしも家族と一緒にいるとは限らない。災害が発生した場合は、自分の周り、あるいは自分自身がどのような状況になってしまうのか、どう行動すべきかを日頃から具体的にイメージしておくことが大変重要である。

(1) 地震発生時の行動パターン

- ① 0～1分
落ち着いて姿勢を低くして身を守る。
揺れが収まったら ●火の始末をする。
●出口を確保する。
- ② ～10分
家族や家財を守る。一時避難場所へ避難する。
●家族の安全を確認する。
(電話での通話は控え、災害用伝言サービスなどを利用する。)
●火災が発生していれば初期消火を行う。
●ガラスの破片が飛散している場合、足を守るためにスリッパや靴を履く。
●家屋倒壊などのおそれがある場合は、非常用持ち出し品を持って一時避難場所に避難する。
- ③ ～数時間
近所の協力
●隣近所の安全を確認する。
特に一人暮らしの高齢者など災害時要援護者のいる家には積極的に声をかけ、安否を確認する。
●テレビ、ラジオなどで情報を集める。
●近隣で出火していたり動けない人がいたりしたら、隣近所で協力して消火や救出にあたる。あわせて119番通報する。
●子どもの迎えや隣近所の安全確認などで自宅を離れるときは、行き先を書いたメモを家族だけが分かる場所に残す。
【空き巣対策】
- ④ ～3日間
自力でのしのご
●避難先から帰宅したときは、家の安全を確認する。
●ライフラインが復旧するまで時間がかかることもあるので、水や食料、生活必需品は備蓄でまかなう。
●引き続き情報を集める。

●引き続き地震や火災などに注意する。

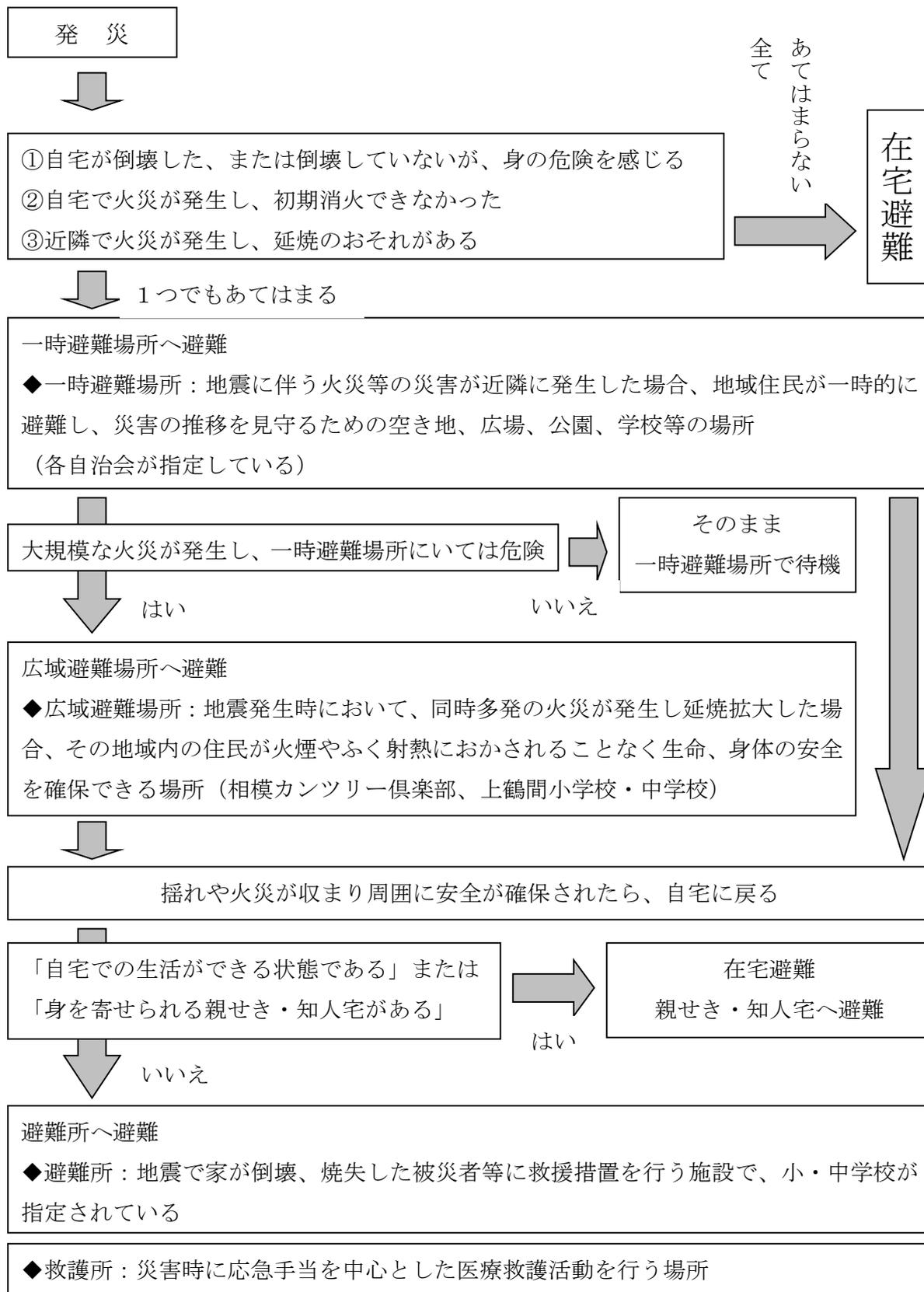
(2) 火災発生時の行動パターン

- ① 大声を出して家族や近所に知らせる。
- ② 落ち着いて初期消火をする。
- ③ 煙に巻かれないように早く避難する。

(3) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、近所の人と協力し、救出・救護活動を行う。

(4) 避難判断



2 風水害対策

(1) 風水害時の命を守る行動パターン

① こまめに気象情報を確認する。

- ・事前に避難する場所（親戚・知人宅や風水害時避難場所等）を確認する。
- ・テレビ、ラジオ（FMさがみ）、防災メール、ホームページ（気象庁）を確認する。

② 注意報や警報などが発表された場合

- ・大雨・洪水注意報：外の様子に注意、避難の準備、避難方法確認する。
- ・大雨・洪水警報：高齢者等避難：高齢者等避難に時間がかかる方は、避難を開始する。
- ・土砂災害警戒情報：避難指示：危険場所から避難する。
土砂災害警戒区域に住んでいる人は、隣近所で声を掛け合っ
て避難を開始する。
- ・大雨特別警報：緊急安全確保：命を守って、直ちに安全確保する。

③ 風水害時避難場所へ避難を開始する。

④ 避難することがかえって危険な場合

- ・自宅のがけや川から離れた2階以上の部屋で待機する。

(2) 風水害時の浸水から家屋を守る行動パターン

① 排水設備の点検をする。

- ・排水溝や雨水ますが落ち葉やごみでふさがっていないかを確認する。

② 土のうを準備する。

- ・土のうで道路から住宅等への雨水の流入を防ぐ。

③ 水のうを準備する。

- ・下水道管からの逆流は水のうで防ぐようにする。

第2章 地区連合自主防災隊本部の活動（共助）

1 連合本部の設置

（1） 設置基準

① 地震災害

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、もしくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合。

② 風水害

風水害により地区内で甚大な災害被害が想定される場合。

（2） 設置場所

東林まちづくりセンター会議室に、「東林地区連合災害対策本部（以下「連合本部」）」を設置する。

（3） 連合本部の組織

連合本部は、東林地区連合自主防災隊長、副隊長及び地区防災専門員で組織する。

（4） 連合本部設置の連絡

連合本部を設置した場合には、「東林地区現地対策班（以下「現地対策班」。）」及び「単位自主防災隊本部」にその旨を連絡する。

2 連合本部の活動

連合本部は、現地対策班と共に地域内地図やホワイトボード等を活用し、災害対応にあたる。また、現地対策班と地区内の状況・情報を共有し、被害状況の掌握及び統括の活動を行う。

（1） 地区内の被災・被害状況の収集

① 連合本部は、各単位自主防災隊本部から、各自治会内の被災・被害状況及び支援要請等の要望事項を収集する。

② 連合本部は、現地対策班から、地区内の避難所開設や広域避難場所開設の情報及び地域の被災・被害状況を収集する。

（2） 地区内での協力・応援要請の調整

① 連合本部は、地区内で対応する消火や救出等の事案について、単位自主防災隊本部間の調整を行う。

② 連合本部は、各避難所運営本部への協力・応援を各自主防災隊本部に要請する。

（3） 市への支援要請

連合本部は、現地対策班を通じて、市に消火、救出、医療、給食・給水等について支援要請を行う。

※避難所への物的・人的な支援要請は、避難所から直接現地対策班を通じて、南区本部に支援要請を行う。

(4) 市内の情報収集

連合本部は、現地対策班を通じて、災害の規模及び近隣地区や市内の被災・被害状況を収集する。

(5) 地区内への情報の伝達

連合本部は、被災者に対する支援情報や地域に必要となる情報について、各单位自主防災隊本部に情報を伝達する。

※各避難所運営本部へは現地対策班から情報提供を行う。

3 情報の収集・伝達手段

連合本部は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集

テレビ、ラジオ、防災行政用同報無線（ひばり放送）、伝令、簡易無線、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット等

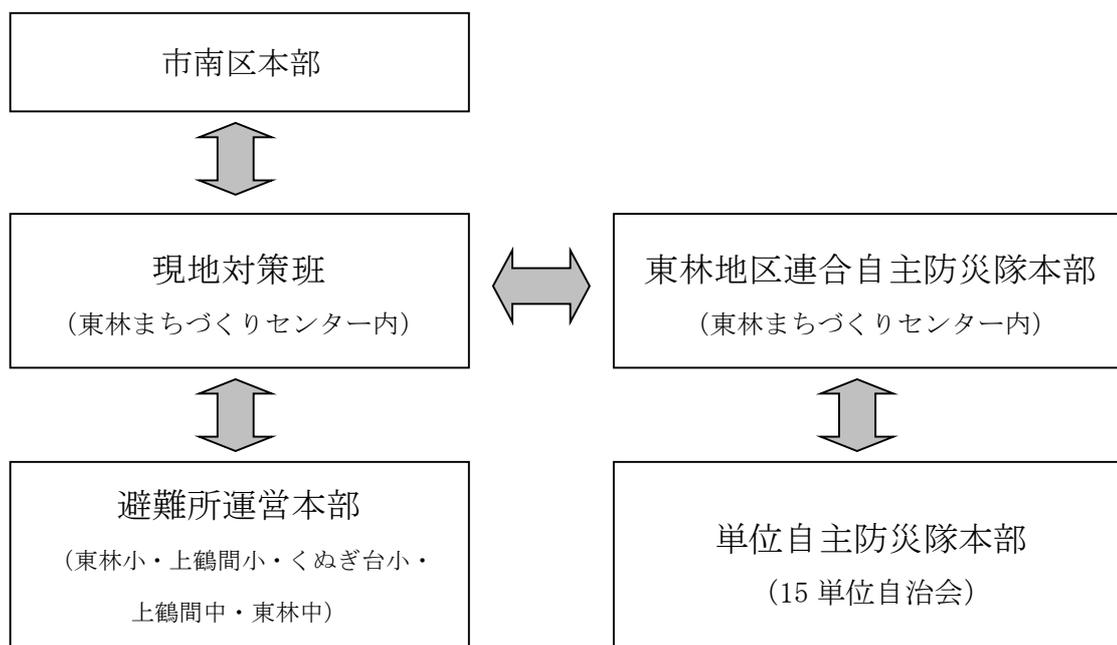
(2) 情報の伝達

伝令、簡易無線、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット等

4 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。また、本部を廃止した場合には、現地対策班及び各单位自主防災隊本部にその旨を連絡する。

【体系図】



第3章 単位自主防災組織活動（共助）

1 地震対策

大規模な地震災害が発生した時には、火災の発生、建物の倒壊、電話の不通や道路交通網・電気・ガス・水道施設などが寸断され、消防などの公的な防災関係機関の活動が制限されることが予想されるため、自主防災隊を中心としながら地域住民が一丸となって参加・連携し活動を行うことが大切である。

（1） 単位自主防災隊の本部の活動

① 単位自主防災隊本部の設置

「単位自主防災隊本部（以下「単位本部」という。）」の設置が必要と判断されたときは、単位自主防災隊は、防災隊長、副隊長、防災部長により、単位自主防災隊で定めた場所に「単位本部」を設置する。

なお、単位自主防災隊長が参集できない場合は、代行順位上位者の参集をもって対応するものとする。

② 単位本部の活動内容

災害が発生した場合や災害が発生するおそれのある場合は、単位自主防災隊で本部を設置し、次のとおり活動を行う。

- 単位自主防災隊で定めた場所に単位本部を設置する。
 - ・連合本部に設置したことを連絡する。



- 災害活動の統括
 - ・災害や参集の状況に応じ、単位自主防災隊各班を編成する。
 - ・単位自主防災隊各班の状況を把握し、自治会全体の災害活動を統括する。
- 各種報告及び応援要請
 - ・火災、救出・救護、避難及び被害状況等の報告並びに各種応援要請を行う。

（2） 情報収集・伝達活動

① 基本的な活動指針

情報連絡班は、被害情報等を収集し、連合本部を通じて、現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。

② 主な活動内容

情報連絡班は、地区におけるきめの細かい情報の伝達ルートとしての役割を果た

すため、主に次のような情報収集・伝達活動を行う。

- (ア) 正しい災害関連情報、地区内の被害情報等の把握をするため、関連組織からの情報を収集し、取りまとめて単位本部及び連合本部に伝達する。
- (イ) 連合本部、現地対策班への応援要請及び情報収集を行う。
- (ウ) 地区住民や自主防災組織の各班へ情報伝達する。

重要事項

- ① 情報伝達は簡単明瞭にする。

情報は、簡単で明瞭なことが肝心である。「いつ、何が（誰が）、どこで、どうして、どのように、何を」の要領で、特殊な用語やあいまいな表現がないように心がけ、特に数字には注意する。

- ② メモを忘れず取る。

誤った情報伝達を防ぐため、できる限りメモを取る。特に電話での伝言は、必ず記録する。

(3) 初期消火活動

- ① 基本的な活動指針

初期消火班は、安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防ぐ。

- ② 主な活動内容

各家庭での出火防止が一番大切である。各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ（スタンドパイプ）等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(ア) 出火防止の呼びかけを行う。

(イ) 初期消火を行う。（個人レベル～初期消火班による組織的な活動）

(ウ) 火災の発生状況を把握し、本部へ報告するとともに必要に応じて応援を要請する。（情報連絡班へ）

(エ) 火災拡大地区からの応援要請があった場合は協力する。

(オ) 消防機関への協力を行う。（火災現場での活動補助、残火処理や警戒活動等）

◆消火活動は安全第一に考える◆

一般的には、天井に火が燃え移るまで、出火から3分くらいが初期消火の限度と言われているため、それを超える火災に発展したら、すぐに避難して、消防隊が到着するまでの間は、火災の延焼拡大を防ぐことに努める。

火が天井に達すると、フラッシュオーバー（火災によって発生した熱が建物内に蓄積され、可燃物が燃焼しやすい状態になり、部屋全体が一度に燃え出す現象）の危険があるので、直ちに屋外に退避して、安全な場所から屋内に向けて消火器を放射し、ドアや窓を閉めて外気の流入を阻止し、火勢の抑制を図ることが望ましい。

火災現場には、逃げ遅れや火傷・怪我をした人がいることを考慮して活動する。

服装は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、厚底の靴など安全な服装とし、懐中電灯やロープを携行する。

(4) 救出・救護、搬送活動

救出・救護班は、建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、安全を確保し、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

① 基本的な活動指針

救出・救護班は、周囲の人へ協力を求め、負傷者等の救出・救護・搬送活動を行う。

② 主な活動内容

(ア) 下敷きになっている人等の救出・救護を行う。

(個人レベル～救出・救護班による組織的な活動)

(イ) 地区内の被害状況を把握し、本部へ報告するとともに必要に応じて応援要請をする。(情報連絡班へ)

(ウ) 被害甚大地区からの応援要請があった場合は協力する。

(エ) 消防機関等への協力を行う。(現場での活動補助等)

(オ) 応急手当と救護所への搬送を行う。

◆救出・救護・搬送活動等の原則◆

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、出動を要請する。
- ④ 傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。
- ⑤ 傷病者の状態が医師の手当を必要とすると認めるときは、救護所へ搬送する。医療機関への搬送は、救護所において判断する。
- ⑥ 災害現場は事故の危険性が高く、服装等は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、厚底の靴など、安全な服装で作業を行う。

(5) 避難誘導活動

避難誘導班は、市から避難指示等が出たとき、又は連合本部や単位本部の隊長等が避難の必要があると認めたときは、地域内にいる全ての人に対して、避難誘導を行う。

① 基本的な活動指針

避難誘導班は、全員が安全に避難できるよう避難誘導を行う。

② 主な活動内容

避難誘導班を中心に、避難計画に基づき、次のような活動を行う。

(ア) 避難行動をする理由、避難時の注意事項を住民へ周知する。

(イ) 避難者の安全確保、安全確認し避難誘導をする。

(ウ) 広域避難場所または避難所に誘導する。

(エ) 単位自主防災隊本部に避難状況を報告する。

◆重要事項◆

① 災害時要援護者を優先的に避難させる。

災害時要援護者や自力で避難ができない人が逃げ遅れないよう、みんなで協力することが大切となる。

戸別に声をかけ、車椅子、リヤカー、担架等により必要に応じて援助し、また、避難の際は列の中央におくなどの配慮が必要となる。

② 安全な装備で避難する。

かついで逃げられるのは10kg程度と言われている。

携行品は、必要最低限の生活用品等を入れた非常持ち出し袋（リュックサック等）だけとし、安全な服装で避難する。

(6) 災害時要援護者対策

災害時要援護者支援班は、災害時において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者などの災害時要援護者に対して、関係機関等の協力を得て、応急対策を行う。なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

① 災害発生時の対応

災害時要援護者支援班は、災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行う。

② 安否情報の収集

災害時要援護者支援班は、大規模災害が発生した場合、安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

③ 避難誘導

災害時要援護者支援班は、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

④ 在宅の災害時要援護者への支援

(ア) 災害時要援護者支援班は、避難所運営協議会及び現地対策班等と協力して在宅の災害時要援護者への支援を行う。

(イ) 単位自主防災隊は、避難所運営協議会及び現地対策班等から、在宅の災害時要援護者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行う。

◆重要事項◆

① 災害時要援護者の安否確認

災害時要援護者支援班が地区民生委員・児童委員等と協力して戸別に確認することが基本となる。

② 避難誘導方法

高齢者、障害者などの災害時要援護者の援助に関しては、それぞれの人に適した方法を確認し、複数の人で対応することを基本とし、車椅子、リヤカー、担架などを活用する。他に援助者がいない場合は、ひもで背負うなど臨機応変に対処する。

(7) 住民の安否確認

単位自主防災隊は、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において、現地確認や避難所への避難状況の確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

(8) 避難所以外の被災者への対応

① 在宅避難者の把握・支援

単位自主防災隊は、避難所運営協議会及び現地対策班と情報交換を行い、在宅避難者の情報収集を行う。

また、単位自主防災隊は、避難所において避難所運営協議会が行う在宅避難者への支援物資の配布に協力する。

② 車中泊避難者等への対応

車中泊等、避難所外に避難しようとする避難者には、避難所内に入るように勧めるが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者と同様の対応を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

(9) ボランティアへの支援要請について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班を通じ、相模原災害ボラ

ンティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

① 専門ボランティアの活動分野

- (ア) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- (イ) 福祉（手話通話、介護士）
- (ウ) 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- (エ) 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- (オ) 通訳（外国語通訳）
- (カ) 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- (キ) 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- (ク) その他専門知識や技能を必要とする分野

② 生活支援ボランティアの活動分野

- (ア) 救援物資の整理、仕分け、配分
- (イ) 避難所の運営補助
- (ウ) 救護所の運営補助
- (エ) 清 掃
- (オ) 災害時要援護者等の生活支援
- (カ) 広報資料の作成
- (キ) その他危険のない作業

2 風水害対策

(1) 水防活動

風水害時、雨量の増加により、深堀川が溢れそうになるなど、浸水の恐れがある場合には、被害を防ぐため市及び消防団に協力し土のう積を行う。

(2) 広報活動

市から高齢者等避難及び避難指示が発令された場合、地区内の住民に対し、メガホン等により広報活動を行う。

第4章 避難所運営協議会の活動

災害時、避難所では平常時の避難所運営協議会に避難者の代表が加わった「避難所運営協議会」と、避難所運営を分担して行う「作業班」で構成する避難所運営本部を立ち上げる。

1 避難所の開設

(1) 避難所への参集

市域で震度5強以上の地震が観測された場合、もしくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、避難所運営協議会委員は「広報車」・「ひばり放送」などで、この情報を確認したら、家族・自宅などの安全を確認したのち、防災具（ヘルメット、手袋、タオル、マスク、ラジオ、懐中電灯等）を装備し、避難所正門玄関前など事前に決められた場所に参集する。

(2) 避難所開設の準備

施設管理者、避難所運営協議会委員（以下、協議会委員）ならびに避難所担当職員で、避難所開設の準備を行う。

① 避難所施設の安全点検を実施する。

安全確認チェック表に基づき、施設の安全点検とライフラインの点検を行う。

② 施設内の散乱物の撤去を行う。

③ 立入禁止場所区域、教室及び使用禁止設備を明示する。

④ 避難所担当職員は、現地対策班に避難所の被害状況を報告する。

(3) 避難者受入の準備

参集した協議会委員は、各班の作業手順、優先事項を確認後、各作業班マニュアルに基づき避難者受入の準備を行う。

① 管理班

- ・避難者の居住区画を設定する。
- ・共用区画の配置を行う。
- ・救援物資班と共に救援物資搬入の動線を確保する。

② 情報班

- ・避難者カード等の帳票、筆記具、提出箱を準備する。
- ・情報の収集・伝達器材を確認し確保する。

③ 衛生班

- ・仮設トイレの設置場所を確認し準備をする。
- ・ゴミ置き場、汚物集積場所等の設置場所を確認し準備をする。
- ・屋外にペット区画を確保する。

④ 救護班

- ・救護室（医務室）となる部屋を確認し整理する。

- ・傷病者リスト、筆記具を準備する。
- ⑤ 要援護者支援班
 - ・要援護者専用の居住区画を確認する。
 - ・多言語指差しボード等の支援用器材を準備する。
- ⑥ 給水班
 - ・各給水設備の使用の可否を点検する。
 - ・給水用具、運搬用具を準備する。
 - ・ろ過器等の燃料および消毒用薬品を確認する。
- ⑦ 救援物資班
 - ・入出庫関連の帳票を準備する。
 - ・初期段階での配布物（毛布、敷きシート等）の備蓄倉庫からの搬出準備をする。
 - ・備蓄食料の数量と日付確認と搬出準備をする。
- ⑧ 炊き出し班
 - ・炊き出し設備の使用確認をする。
 - ・炊き出し用具（釜、鍋、やかん、ひしゃくなど）を確認する。
 - ・食糧の在庫を確認する。
- ⑨ 安全・警備班
 - ・共用場所に各種の「共通ルール」を掲示する。
- ⑩ 協議会委員全員
 - 班別の作業が完了した班は、順次、受付場所に集まり、設営を始める。
 - ・避難者受入の受付場所を設置する。
 - ・机・椅子・幟・養生テープなどの受付場所の設営準備をする。
 - ・筆記用具・避難者カード・手指消毒用アルコール・非接触型体温計・マスクなどの受付用備品を準備する。

(4) 避難者の受入

避難者の受入対応は、新型コロナウイルスの感染対策として「三つの密（密閉空間・密閉場所・密接場面）」を避け、協議会委員全員で行う。

- ・受付で避難者カードを渡し、避難者にその場で記入してもらった後に居住区画に誘導する。
- ・負傷者は救護室へ、災害時要援護者は専用の居住区画に誘導する。
- ・発熱等の症状がある避難者は、医療機関へ搬送されるまでの間は専用のスペースに誘導する。

2 避難所の運営

避難所運営については、避難所運営本部を中心に、「避難所運営マニュアル」に基づき避難者全員が協力して、円滑に避難所を運営する。

(1) 作業班の編成

避難所運営協議会は、避難所運営が円滑に行われるよう平時からの協議会委員を中心に、避難者も加わった作業班を編成する。

作業班のメンバーは、避難所開設当初は平常時の協議会委員が中心となる。

避難者も作業班に参加し、ともに避難所の運営に協力する。

各区画の代表者は、避難者の中から作業班に参加するメンバーを選出する。

(2) 作業班の活動

① 管理班

- ・避難者（一般避難者、災害時要援護者）の居住区画を設定する。
- ・共用区画の配置を行い、避難者に各区画の使用ルールを周知する。

② 情報班

- ・避難者カードを基に避難者名簿を作成し避難者数を把握する。
- ・常時、避難所の入退所者の管理を行う。
- ・支援が必要な在宅避難者名簿を作成する。
- ・避難所内の情報の収集と現地対策班への報告を行う。
- ・外部からの情報を避難者に伝達する。

③ 衛生班

- ・組み立て式仮設トイレ、マンホールトイレを設置する。
- ・ゴミ置き場、汚物集積場所等を設置する等、衛生環境の整備を行う。
- ・トイレ、ゴミ置き場等の清掃当番を決め、トイレの衛生を保持する。

④ 救護班

- ・怪我人などへの応急的な手当を行う。
- ・避難所の疾病者を把握し、傷病者リストを作成する。
- ・避難者等の健康に関する相談窓口を設置する。

⑤ 要援護者支援班

- ・高齢者、障がいのある方、傷病者、妊産婦、乳幼児、日本語を話せない外国人などの災害時に支援が必要となる災害時要援護者への様々な支援を、可能な範囲で優先的に対応を行う。

⑥ 給水班

- ・飲料水及び生活用水を確保し、避難者に供給する。
- ・避難者への供給は、事前に策定された供給ルールに従い実施する。

⑦ 救援物資班

- ・備蓄倉庫内の物資の搬入搬出を管理する。
- ・救援物資の支援要請を行い、救援物資の受入れを主導する。
- ・避難者へ食糧や生活物資の配布を行う。

・避難者への供給は、事前に策定された供給ルールに従い実施する。

⑧ 炊き出し班

・避難所で必要な食料や物資を調達し、調理や配布を行う。

⑨ 安全・警備班

・避難所での安全・安心な共同生活を維持するための「生活ルール」を掲示し、避難者に周知を図る。

・昼夜間のパトロール等で避難所における防火・防犯対策を行う。

(3) 災害ボランティアとの連携

避難所は、多数の避難者が集まり、協議会だけの対応では処理しきれないことも予想され、ボランティアによる支援活動や参加を得ながら避難所の円滑な運営を進める。

各作業班は、救援物資の搬入、搬出、炊き出し、要援護者の介護支援等、避難所運営に協力をいただく災害ボランティアの要請を行う。

管理班は、現地対策班を通し、「災害ボランティアセンター」にボランティアの派遣を依頼し、受入れを行う。

また、防犯の観点から直接避難所に来るボランティアの受入れは、行わないこととする。

3 避難所の縮小・統合・閉鎖

(1) 作業班の再編成

協議会は、ライフラインの復旧や避難者数の減少に伴い、作業班の中で仕事量や班員数も減少してくることから、班の縮小や班員の補充など実情に応じて対応する。

(2) 居住区画などの集約

協議会は、避難者数の減少にあわせて居住区画などの集約を進める。

(3) 避難所の閉鎖に向けた準備

協議会は、応急仮設住宅等への速やかな入居や、避難者の要望等を現地対策班に要請するなど、避難者の不安の解消に努める一方、避難所の縮小や避難者の少ない近接した複数の避難所を統合するなど、避難所の閉鎖に向けた取り組みを現地対策班と協議しながら進める。

(4) 避難所の閉鎖

協議会は、避難所から避難者が全員退去したときには、避難所を閉鎖し、現地対策班ほか関係機関に連絡する。

4 資料編

※避難所運営マニュアル

※地区別防災カルテ

東林小学校区

上鶴間小学校区

くぬぎ台小学校区

※自治会別一時避難場所・避難所一覧

※東林地区防災マップ

※自主防災組織の手引き

※災害時要援護者避難支援ガイドライン

※フロー図

情報収集・伝達活動の流れ

初期消火活動の流れ

救出・救護・搬送活動の流れ

避難誘導活動の流れ

災害時要援護者支援活動の流れ

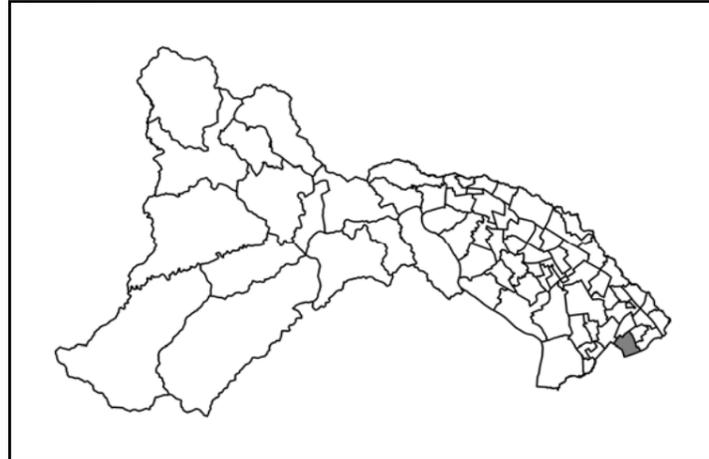
避難所開設の流れ

避難所運営の流れ

○地区を構成する町丁

【南区】相南、東林間3丁目・4丁目、松が枝町

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

東林(自治会法人松南, さがみ南, 上鶴, ハイム相南, 自治会法人翠ヶ丘, 東林間コーポラス, 藤和相模原コープ, 自治会法人東林間)

○地区概況

台地(上段)にあり、大部分は平坦な地形である。地区西端に小田急相模原駅があり、その周辺を除けば大部分は住宅地である。南部には東海大学附属相模中学校・高等学校および大和市・座間市と共同の広域避難場所である相模カンツリークラブがある。

○建物数・人口

建物		区分		建物(棟数)	
建物	木造(昭和55年以前)	1,077	棟		
	木造(昭和56年以降)	1,603	棟		
	非木造(昭和55年以前)	181	棟		
	非木造(昭和56年以降)	614	棟		
合計		3,476	棟		
人口		区分		人口(人)	
人口	0~4歳	557	人		
	5~64歳	12,089	人		
	65歳以上	3,721	人		
	合計	16,367	人		

○所見

- ・地区内はほぼ平坦であるが、小田急相模原駅周辺や地区中央に、周囲よりやや低い土地がある。このため、大雨時には、内水浸水のおそれがある。
- ・小田急相模原駅付近では、通勤時等に人が多い。
- ・富士山の大規模噴火時には2~30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	東林まちづくりセンター, 東林公民館
警察署	
消防署	
消防団詰所	東林間
病院等	さがみ松が枝クリニック, 大塚医院, さがみ循環器クリニック, 井村クリニック, 田辺整形外科, 西川整形外科
主な災害時要援護者施設	デイサービス ゆかり, ホームステーション らいふ小田急相模原, 松ヶ枝
幼稚園、保育園	東林保育園, 相模翠ヶ丘幼稚園, 松が枝保育園
学校、大学	東海大学附属相模高等学校中等部, 東海大学附属相模高等学校, 東林小学校
避難所	東林小学校
※洪水時避難所兼用	
洪水時避難所	
広域避難場所	相模カンツリークラブ
防災備蓄倉庫	東林小学校
※広域避難場所対応	
臨時ヘリポート	

○地震被害予測結果

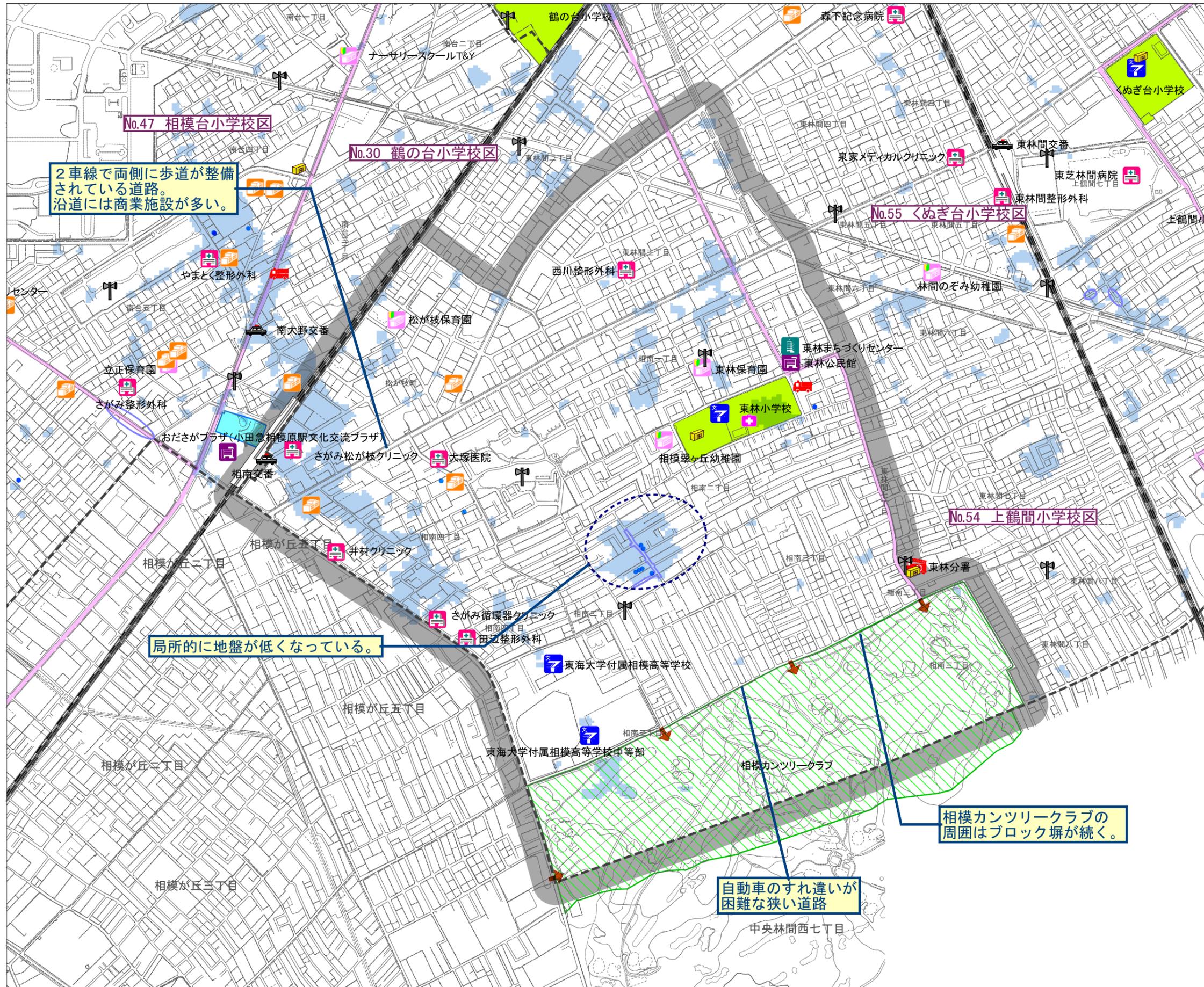
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	224 棟	6.5 %	7 棟	0.2 %	71 棟	2.1 %
建物焼失	57 棟	1.6 %	3 棟	0.1 %	0 棟	0.0 %
死者	14 人	0.1 %	0 人	0.0 %	4 人	0.0 %
閉込者	83 人	0.5 %	4 人	0.0 %	28 人	0.2 %
重傷者	16 人	0.1 %	1 人	0.0 %	5 人	0.0 %
軽傷者	92 人	0.6 %	16 人	0.1 %	54 人	0.3 %
避難所避難者(当日)	679 人	4.1 %	55 人	0.3 %	242 人	1.5 %
避難所避難者(1週間後)	1,556 人	9.5 %	387 人	2.4 %	979 人	6.0 %

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	
土砂災害	
地震による地盤災害	
地震による建物被害、火災	

○近年の主な災害履歴

平成 1年 8月19日 床下浸水1戸
 平成 3年 9月19日 床下浸水4戸
 平成15年10月13日 床下浸水2戸
 平成19年 7月29日 床上浸水1戸
 平成20年 8月28日 床上浸水1戸
 平成26年 7月20日 床下浸水1戸



凡例

防災関連施設等

	市役所、まちづくりセンター等
	公民館、主な公共施設等
	警察署、交番、駐在所
	消防署
	消防団詰所
	病院等
	主な災害時要援護者施設
	幼稚園、保育園
	学校、大学
	避難所・洪水時避難所
	広域避難場所
	広域避難場所への車両進入可能箇所
	救護所
	防災備蓄倉庫
	ひばり放送塔
	雨水調整池
	臨時ヘリポート
	災害時協力井戸
	緊急輸送路
	小学校区境界
	地区自治会連合会境界

地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



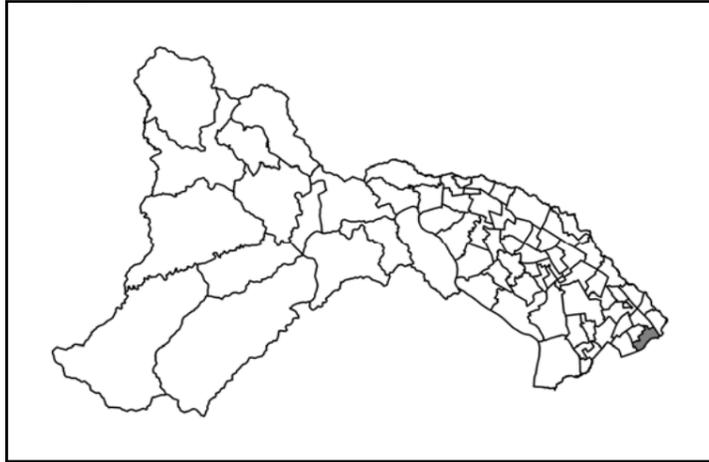
1:7500



○地区を構成する町丁

【南区】上鶴間2丁目～5丁目・7丁目・8丁目、東林間6丁目～8丁目

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

大野南(若葉, 鶴舞, 相模つきみ野, 自治会法人中和田), 東林(林間, 自治会法人南, 自治会法人相和, 上鶴間, 自治会法人東林間)

○地区概況

台地(上段)にあり、大部分は平坦な地形である。北東部を深堀川が流れ、深堀川沿いは急傾斜地になっている。地区の東縁を国道16号が通っている。中央を水道道緑道が東西に、西部を小田急江ノ島線が南北方向に通っている。大部分は住宅地である。

○建物数・人口

建物		区分		建物(棟数)
建物	木造(昭和55年以前)	1,172	棟	
	木造(昭和56年以降)	1,824	棟	
	非木造(昭和55年以前)	115	棟	
	非木造(昭和56年以降)	421	棟	
合計		3,532	棟	
人口		区分		人口(人)
人口	0～4歳	426	人	
	5～64歳	9,058	人	
	65歳以上	3,435	人	
	合計	12,919	人	

○所見

- ・避難所が地区内に3箇所あり、避難は比較的容易である。
- ・広域避難場所は避難所と共通で地区内に1箇所あり、避難距離が短い。
- ・富士山の大規模噴火時には2～30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	
警察署	
消防署	東林分署
消防団詰所	
病院等	佃医院
主な災害時要援護者施設	特別養護老人ホーム清菊園
幼稚園、保育園	相模林間幼稚園, くぬぎ台保育園
学校、大学	東林中学校, 上鶴間中学校, 上鶴間小学校
避難所	上鶴間小学校, 上鶴間中学校, 東林中学校
※洪水時避難所兼用	
洪水時避難所	
広域避難場所	上鶴間小学校・上鶴間中学校
防災備蓄倉庫	※東林分署, 東林中学校, ※上鶴間小・中学校, 上鶴間小学校, 上鶴間中学校
※広域避難場所対応	
臨時ヘリポート	

○地震被害予測結果

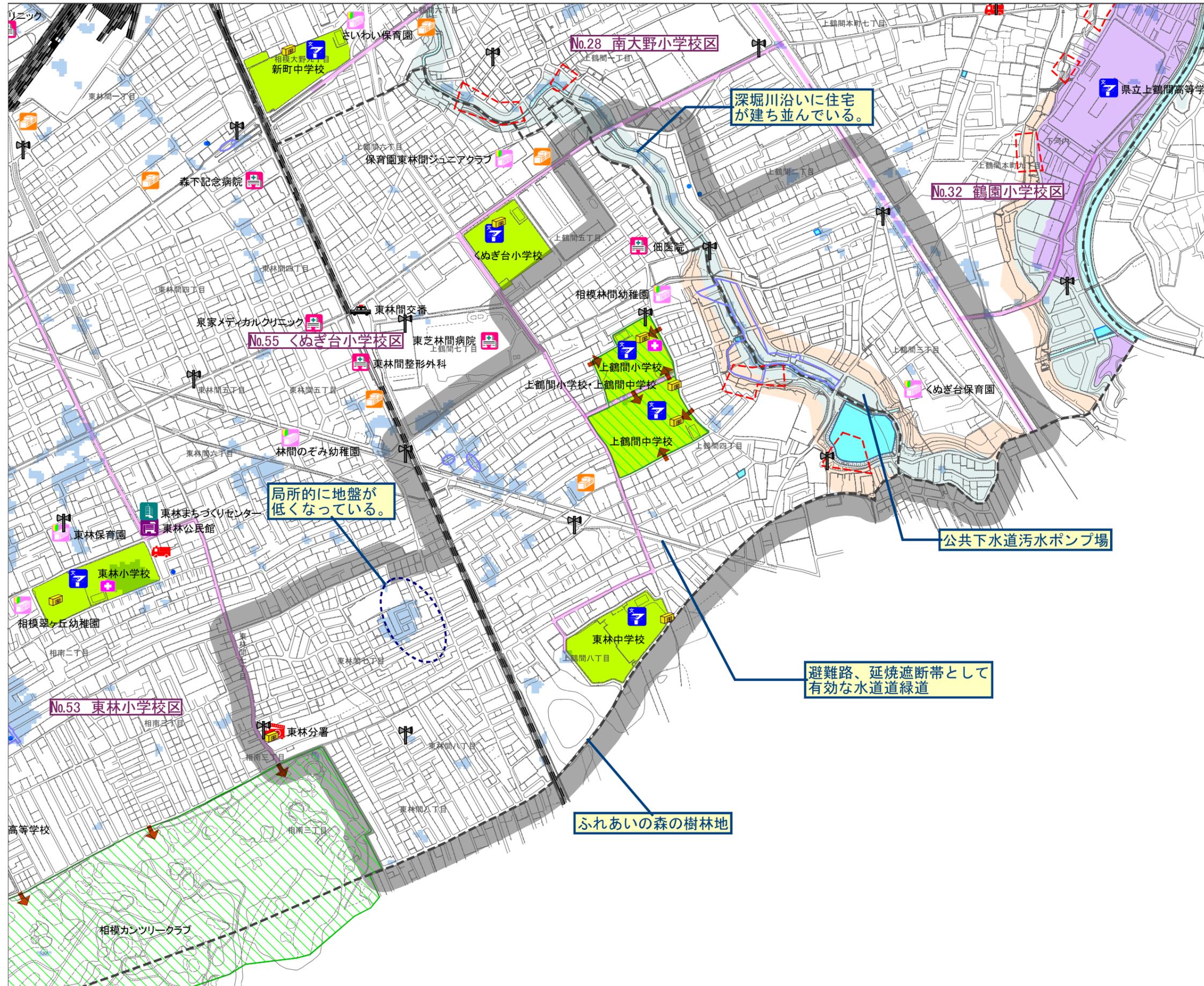
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	255 棟	7.2 %	6 棟	0.2 %	74 棟	2.1 %
建物焼失	54 棟	1.5 %	3 棟	0.1 %	0 棟	0.0 %
死者	17 人	0.1 %	0 人	0.0 %	5 人	0.0 %
閉込者	82 人	0.6 %	2 人	0.0 %	24 人	0.2 %
重傷者	16 人	0.1 %	0 人	0.0 %	5 人	0.0 %
軽傷者	91 人	0.7 %	13 人	0.1 %	52 人	0.4 %
避難所避難者(当日)	655 人	5.1 %	39 人	0.3 %	213 人	1.6 %
避難所避難者(1週間後)	1,196 人	9.3 %	222 人	1.7 %	688 人	5.3 %

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	<div style="width: 25%; background-color: #cccccc;"></div>
土砂災害	<div style="width: 75%; background-color: #cccccc;"></div>
地震による地盤災害	<div style="width: 75%; background-color: #cccccc;"></div>
地震による建物被害、火災	<div style="width: 25%; background-color: #cccccc;"></div>

○近年の主な災害履歴

平成 3年 9月19日 床下浸水1戸



凡例

防災関連施設等

	市役所、まちづくりセンター等
	公民館、主な公共施設等
	警察署、交番、駐在所
	消防署
	消防団詰所
	病院等
	主な災害時要援護者施設
	幼稚園、保育園
	学校、大学
	避難所・洪水時避難所
	広域避難場所
	広域避難場所への車両進入可能箇所
	救護所
	防災備蓄倉庫
	ひばり放送塔
	雨水調整池
	臨時ヘリポート
	災害時協力井戸
	緊急輸送路
	小学校区境界
	地区自治会連合会境界

地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



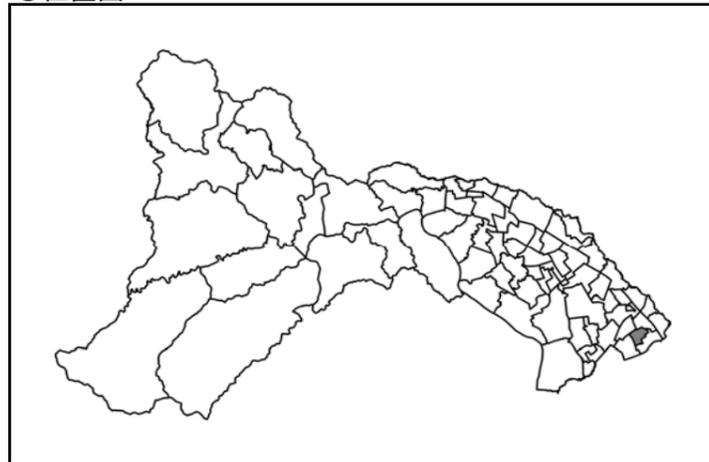
1:7500



○地区を構成する町丁

【南区】上鶴間1丁目・5丁目～7丁目、東林間4丁目～6丁目

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

大野南(きずき), 東林(ルネ東林間, ライフコア, ライフコア東林間アネックス, 自治会法人東林間, 林間, 相模大野ハイツ, 上鶴間)

○地区概況

台地(上段)にあり、大部分は平坦な地形である。北部を深堀川が流れている。中央付近を小田急江ノ島線が南北方向に通り、地区内には東林間駅がある。また、水道道緑道が東西方向に通っている。東部には東芝林間病院があり、その他の大部分は住宅地である。

○建物数・人口

建物		人口	
区分		区分	
木造(昭和55年以前)	534 棟	0~4歳	348 人
木造(昭和56年以降)	807 棟	5~64歳	6,869 人
非木造(昭和55年以前)	121 棟	65歳以上	2,307 人
非木造(昭和56年以降)	451 棟	合計	9,524 人
合計	1,913 棟		

○所見

- ・地区の西部から避難する経路には、小田急江ノ島線の踏切がある。
- ・富士山の大規模噴火時には2~30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	
警察署	東林間交番
消防署	
消防団詰所	
病院等	森下記念病院, 東芝林間病院, 泉家メディカルクリニック, 東林間整形外科
主な災害時要援護者施設	小規模多機能型居宅介護 東林間 輝, 東林間シニアクラブ
幼稚園、保育園	林間のぞみ幼稚園, 保育園東林間ジュニアクラブ
学校、大学	くぬぎ台小学校
避難所 ※洪水時避難所兼用	くぬぎ台小学校
洪水時避難所	
広域避難場所	
防災備蓄倉庫 ※広域避難場所対応	くぬぎ台小学校
臨時ヘリポート	

○地震被害予測結果

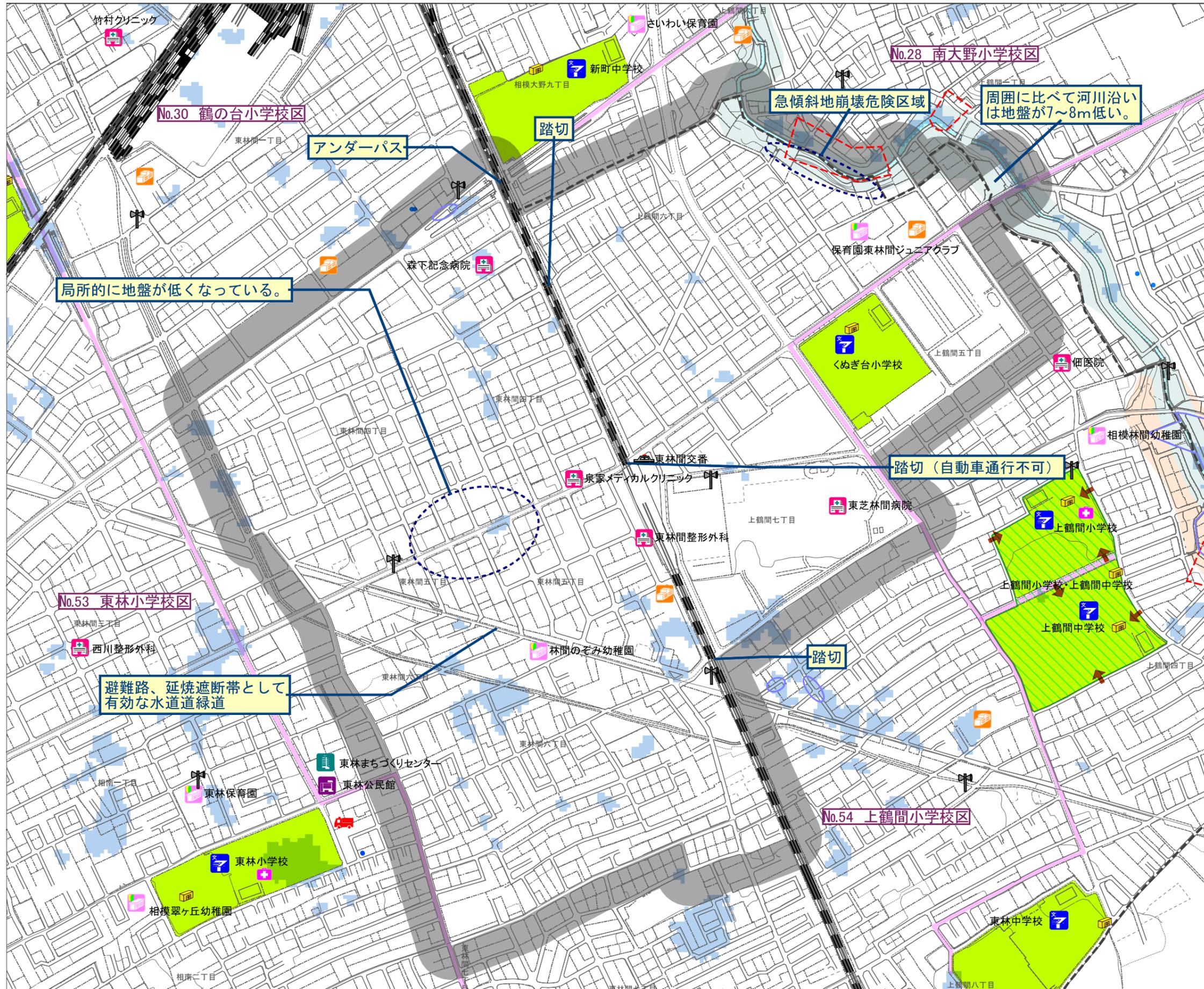
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	125 棟	6.5 %	4 棟	0.2 %	37 棟	1.9 %
建物焼失	21 棟	1.1 %	1 棟	0.1 %	0 棟	0.0 %
死者	8 人	0.1 %	0 人	0.0 %	2 人	0.0 %
閉込者	58 人	0.6 %	2 人	0.0 %	18 人	0.2 %
重傷者	10 人	0.1 %	0 人	0.0 %	3 人	0.0 %
軽傷者	54 人	0.6 %	9 人	0.1 %	30 人	0.3 %
避難所避難者(当日)	443 人	4.7 %	34 人	0.4 %	152 人	1.6 %
避難所避難者(1週間後)	1,057 人	11.1 %	256 人	2.7 %	650 人	6.8 %

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	■■■■
土砂災害	■■■■
地震による地盤災害	■■■■
地震による建物被害、火災	■■■■

○近年の主な災害履歴

なし



地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



1:5000



R4 自治会別一時避難場所・避難所一覧

避難所名	自治会名		東林間	林間	南	相和	松南	さがみ南	上鶴	ハイム相南	翠ヶ丘	ルネ東林間	相模大野ハイツ	上鶴間	東林間コーポラス	ライフコア	アネックス	プレミスト
	自治会名	一時避難場所名																
東林小	松が枝公園						○											
	林間第三公園	○																
	東林間コーポラス敷地内														○			
	林間第四公園	○													○			
	三角公園	○																
	翠ヶ丘公園											○						
	東林小学校	○										○						
	東林公民館	○																
	東海大学付属相模高校									○								
	ハイム相南4号棟北側広場										○							
	相南ふれあい広場											○						
	さくら児童遊園		○															
くぬぎ台小	東林間いぶき公園																	○
	4丁目ふれあいの森	○																
	東林間児童館	○																
	東林間テニスクラブ	○																
	くぬぎ台小学校	○																
	東林間公園											○						
	林間白笹公園																○	
	松蔭公園												○					
	東林間駅前公園															○		
東林間さくら公園	○																	
上鶴間小	林間白笹公園	○																
	上鶴間小学校	○												○				
上鶴間中	上鶴間遊園地	○																
	東林間ふれあい広場	○																
	上鶴間中学校	○																
東林中	自治会法人南自治会館			○														
	東林みなみ公園			○	○													
	東林ふれあいの森	○																
	東林中学校	○																
	相模カントリー倶楽部				○													
鶴の台小	林間第二公園	○																
	鶴の台小学校	○																
	林間公園	○																
	松蔭公園	○																

東林地区内広域避難場所: 相模カントリー倶楽部、上鶴間小学校・上鶴間中学校

東林地区防災マップ

1分間行動(発生から1分まで)

●姿勢を低くして身を守る

揺れがおさまったら

- 火の始末をする
- 出口を確保する

10分間行動(発生から10分まで)

●火災が発生していたら初期消火を行う

●家族の安全を確認する
(電話での通話は控え、災害用伝言サービス等を活用する)

- 非常持出品を用意する
- 家屋倒壊等の恐れがあれば、一時避難場所に避難して余震等に備える



避難所

概ねの対象自治会区域

1 鶴の台小学校	東林間(東林間1・2丁目)
2 東林小学校	東林間(東林間3・6丁目及び4・5丁目の一部、相南1・2丁目の一部)、林間、松南、さがみ南、上鶴、ハイム相南、翠ヶ丘、東林間コーポラス
3 くぬぎ台小学校	東林間(東林間4・5丁目の一部、上鶴間1・5・6・7丁目の一部)、ルネ東林間、ライフコア、アネックス、相模大野ハイツ、プレミスト
4 上鶴間小学校	東林間(上鶴間4・5・7・8丁目の一部)、上鶴間、若葉、鶴舞、相模つきみ野
5 上鶴間中学校	東林間(上鶴間4・7・8丁目の一部)
6 東林中学校	東林間(上鶴間4・8丁目の一部)、南、相和

一時避難場所

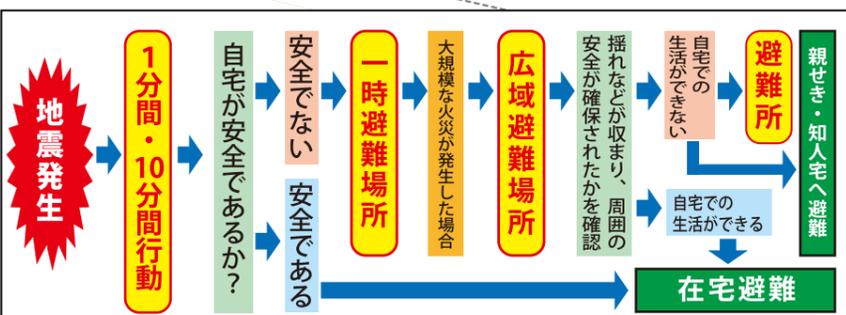
対象自治会

1 林間第二公園	東林間
2 鶴の台小学校	東林間
3 林間公園	東林間
4 松蔭公園	東林間
6 松が枝公園	松南
7 林間第三公園	東林間
8 東林間コーポラス敷地内	東林間コーポラス
9 林間第四公園	東林間、東林間コーポラス
10 三角公園	東林間
11 翠ヶ丘公園	翠ヶ丘
12 東林小学校	東林間、翠ヶ丘
13 東林公民館	東林間
14 東海大学付属相模高校	上鶴
15 ハイム相南4号棟北側広場	ハイム相南
16 相南ふれあい広場	翠ヶ丘
17 さくら児童遊園	林間
5 東林間いぶき公園	プレミスト
19 4丁目ふれあいの森	東林間
20 東林間児童館	東林間
21 東林間テニスクラブ	東林間
23 くぬぎ台小学校	東林間
24 東林間公園	ルネ東林間
25 林間白笹公園	アネックス
27 松蔭公園	相模大野ハイツ
28 東林間駅前公園	ライフコア
36 東林間さくら公園	東林間
22 林間白笹公園	東林間
26 上鶴間小学校	東林間、上鶴間
29 上鶴間遊園地	東林間
30 東林間ふれあい広場	東林間
31 上鶴間中学校	東林間
18 自治会法人南自治会館	南
32 東林みなみ公園	南、相和
33 東林ふれあいの森	東林間
34 東林中学校	東林間
35 相模カンツリー倶楽部	相和

広域避難場所

概ねの避難対象地区

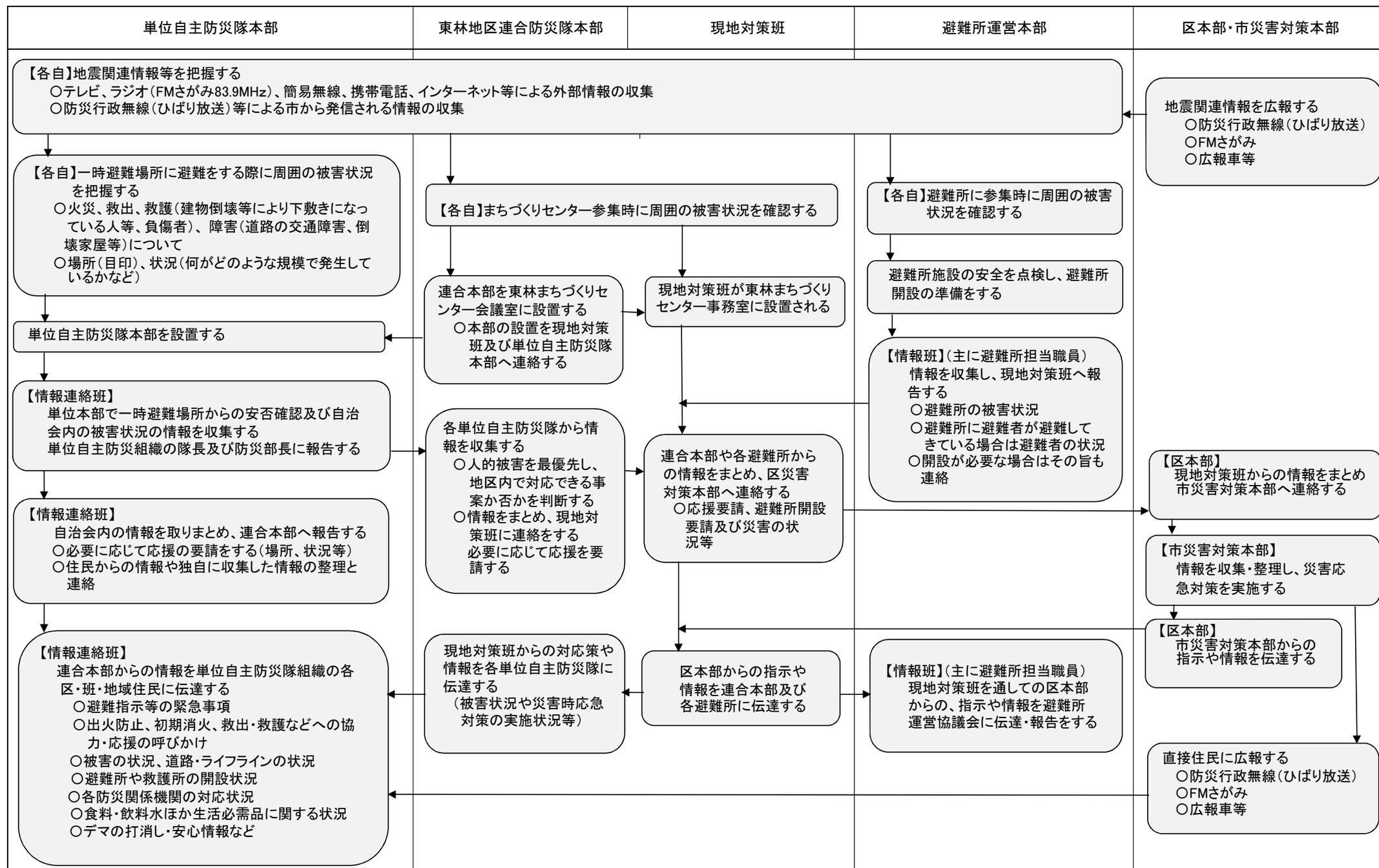
相模カンツリー倶楽部	上鶴間1・6、相模大野7~9丁目、相南1~4丁目、東林間1~8丁目、松が枝町
上鶴間小学校・上鶴間中学校	上鶴間2~5・7・8丁目、上鶴間本町9丁目



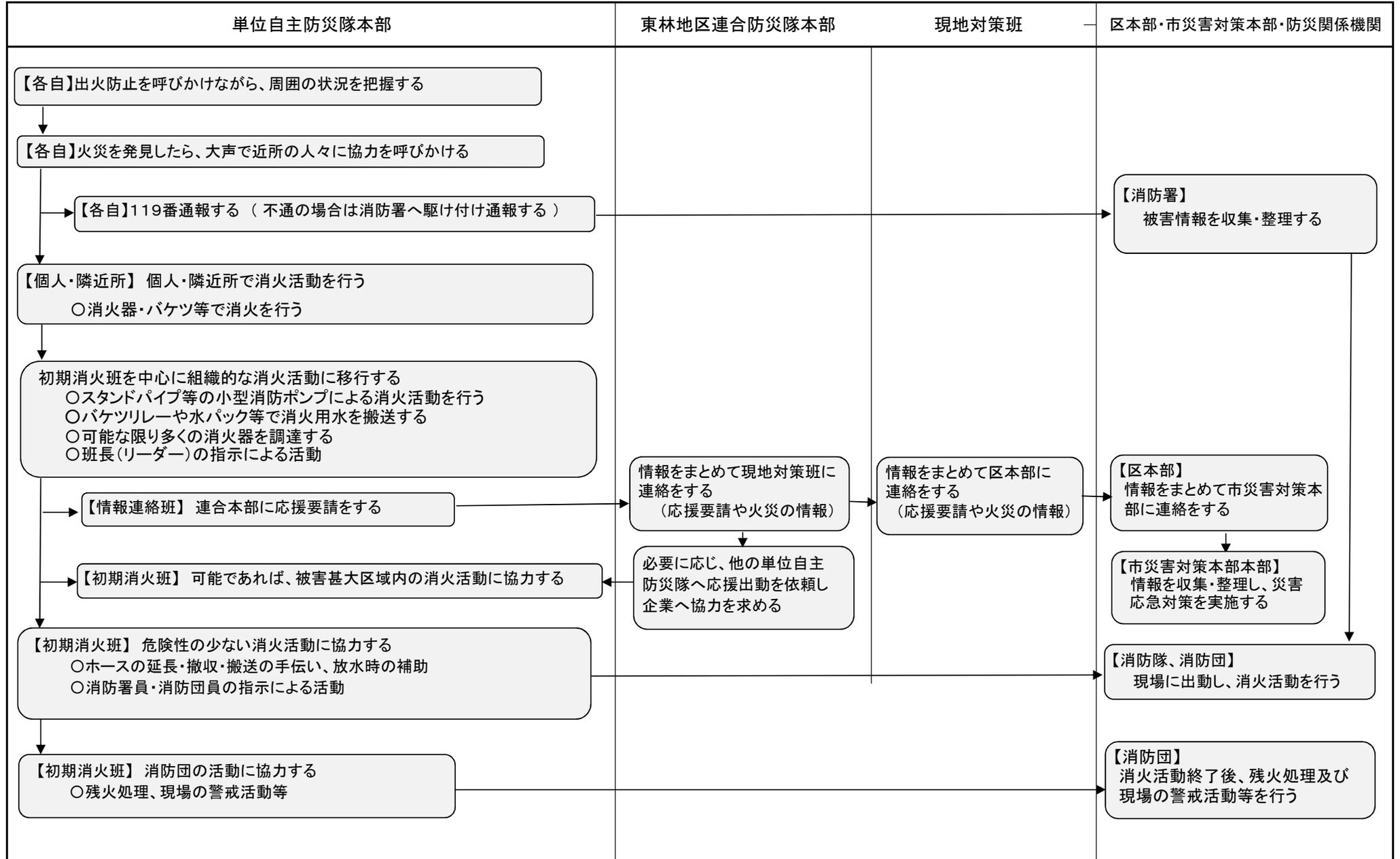
●凡例

- 一時避難場所 ①~③⑥
- 避難所 1~6 (小・中学校)
- 広域避難場所
- 丁目境
- ひばり放送塔
- 救護所
- 防災備蓄倉庫(避難所倉庫)
- 飲料水兼貯水槽(100t)
- 緊急輸送道路
- AED設置場所
- 公衆電話

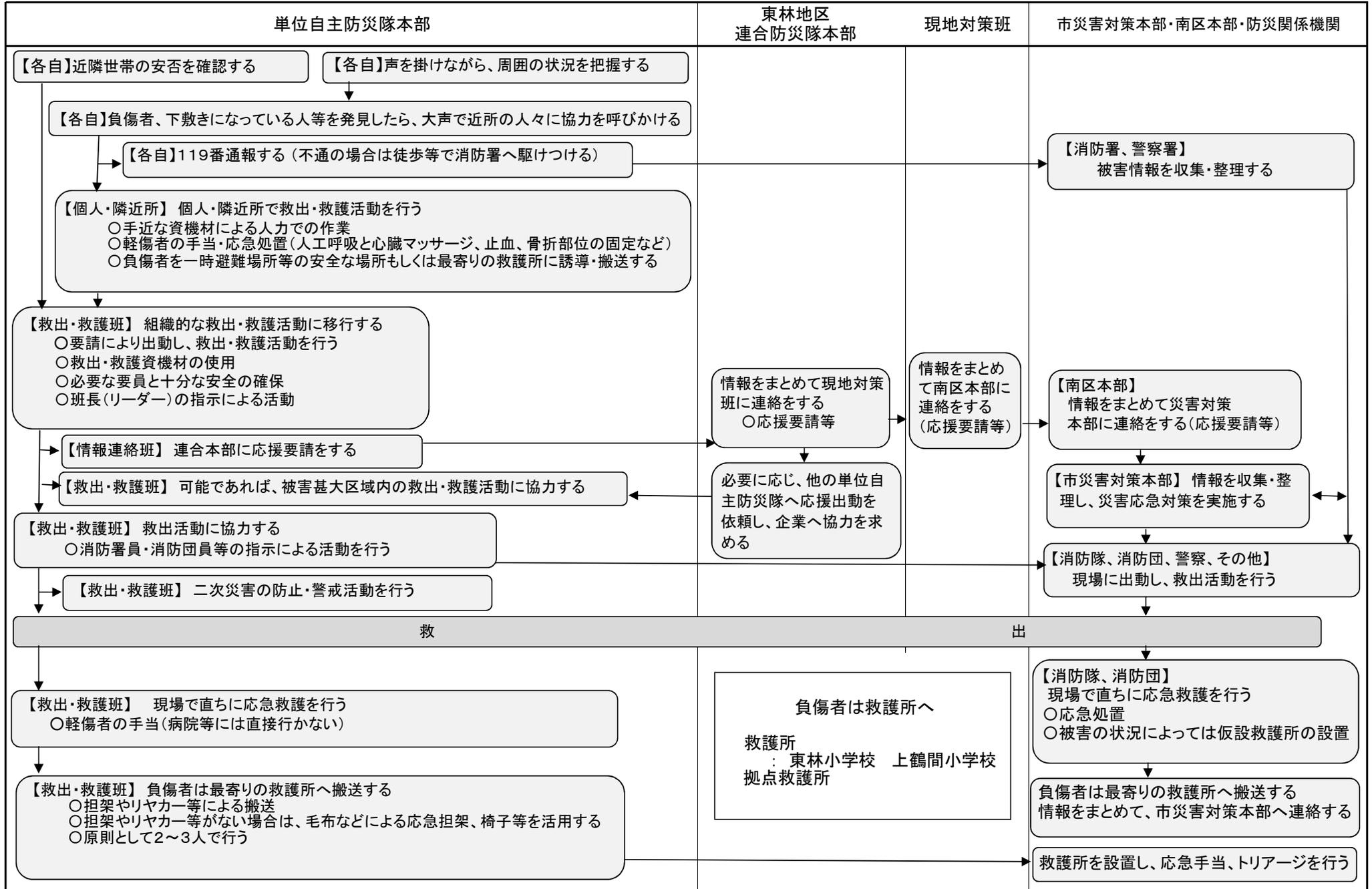
【 情報収集・伝達活動の流れ 】



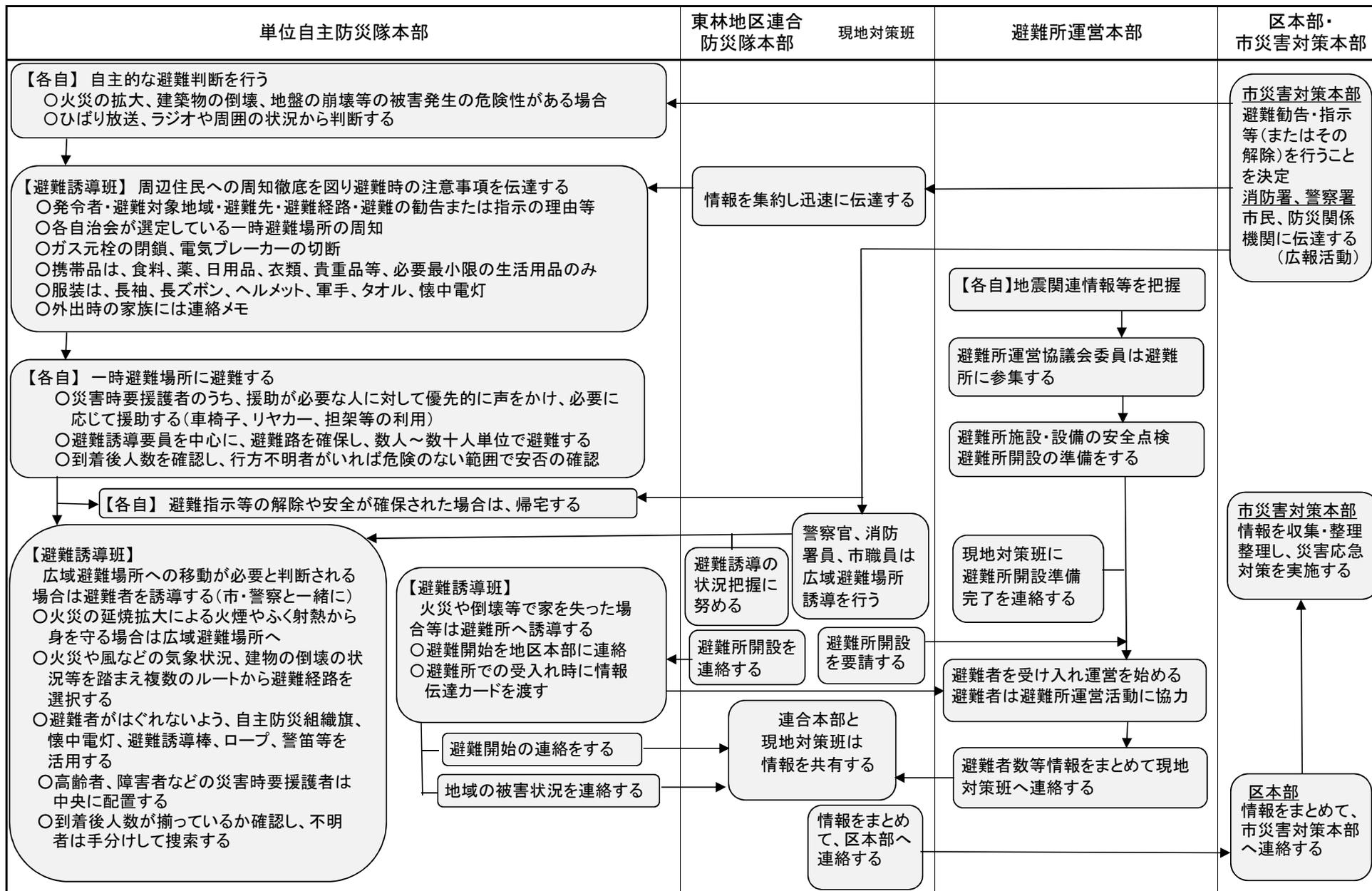
【 初期消火活動の流れ 】



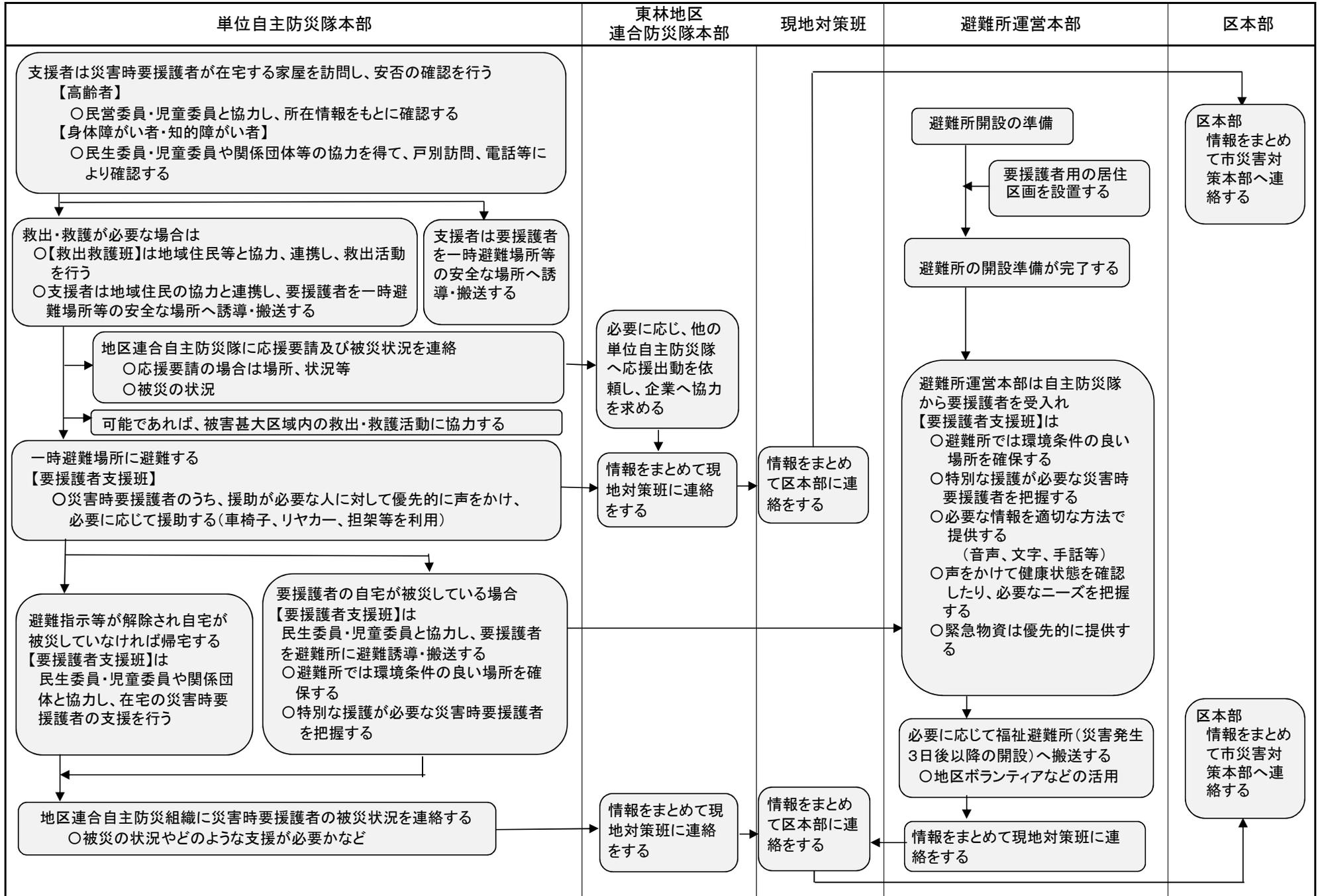
【 救出・救護・搬送活動の流れ 】



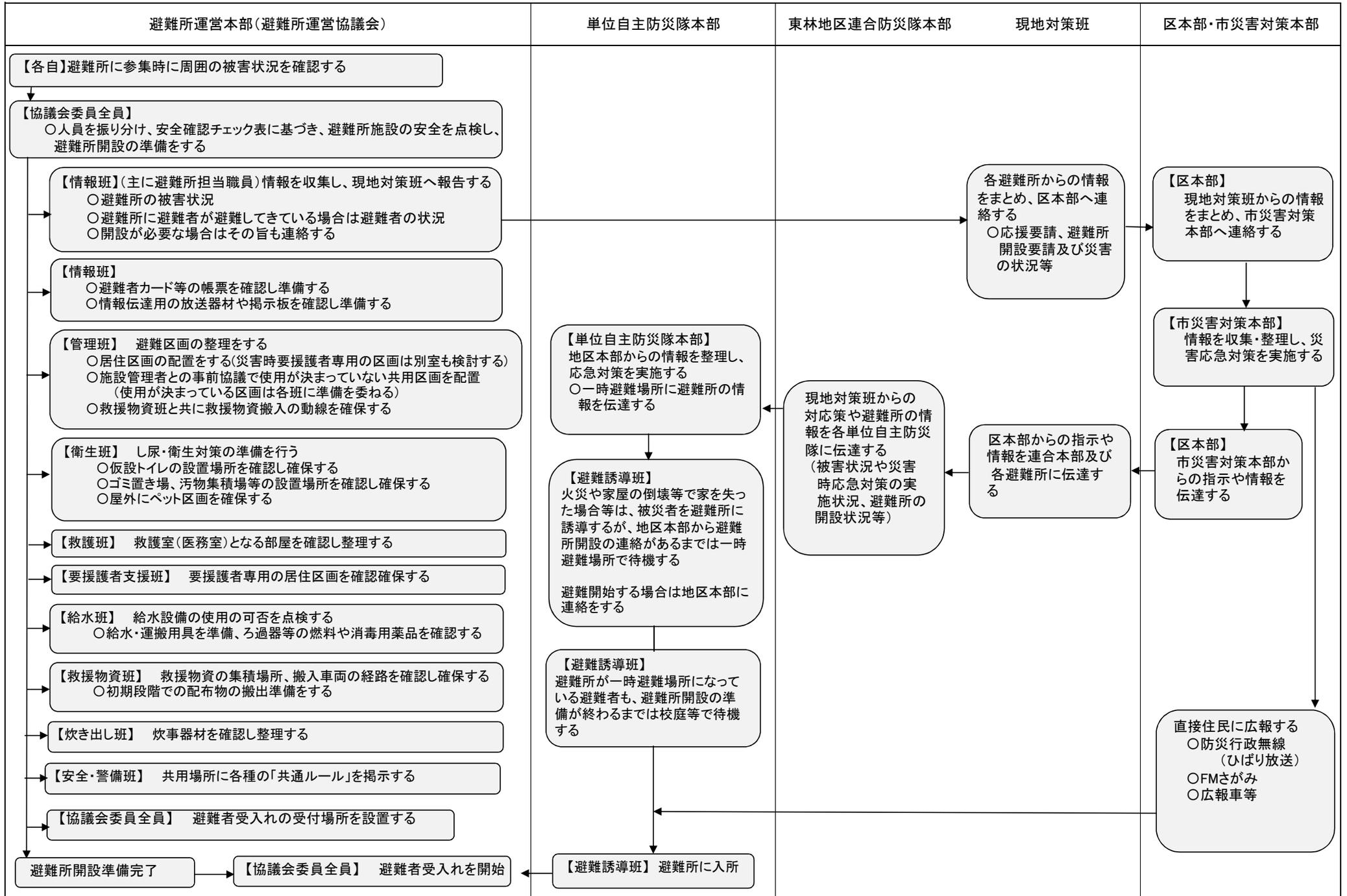
【 避難誘導活動の流れ 】



【 災害時要援護者支援活動の流れ 】



【 避難所開設の流れ 】



【 避難所運営の流れ 】

